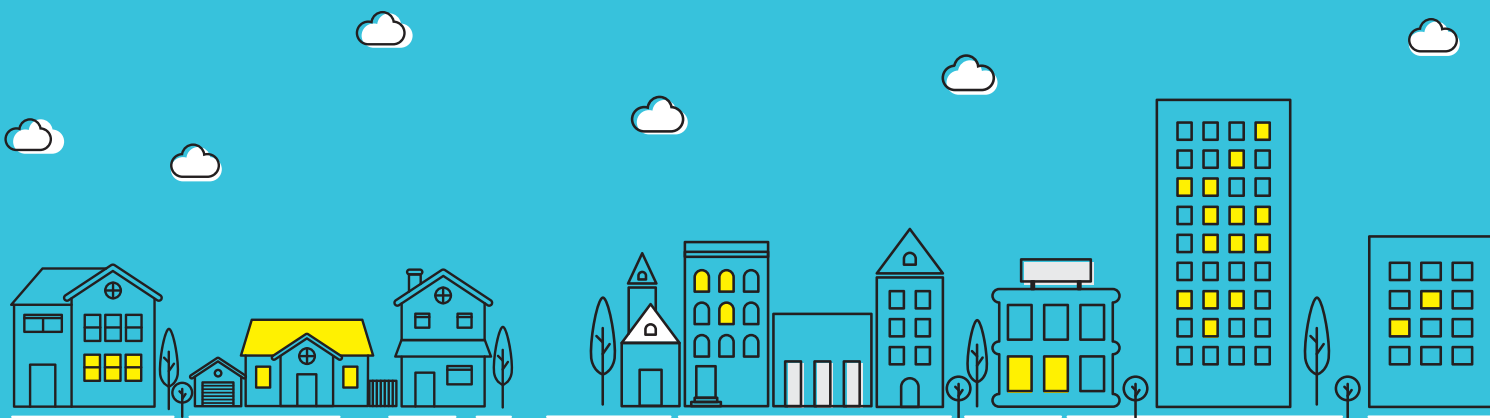


えびな 未来創造プラン2020

	み	ん	な	が	笑	顔	
住	み	や	す	い	ま	ち	



改定履歴

改定時期	改定経緯	改定内容
令和2年4月		初 版
令和5年2月	実際の人口が本プランの人口推計を上回る状況となったことから、人口推計の再推計を行い、数値の置き換えを実施	人口再推計に基づき、「将来展望」における「将来の人口」（26P）及び「財政展望」（27P）について改定
令和6年3月	時点修正	各行政分野別の「今後の方針」（39P～99P）の更新 資料編「1 個別計画等の概要」（102P～107P）の更新 「財政展望」（27P）の更新

はじめに	1
I 序論	3
第1章 計画策定にあたって	4
第2章 まちの姿	6
第3章 海老名市を取り巻く社会動向	11
第4章 市民の思い	14
第5章 まちづくりの課題	18
II 基本理念	21
10年後のめざす姿	22
位置付け	24
III 将来展望	25
将来の人口	26
財政展望	27
将来都市構造	28
えびな未来創造プラン2020とSDGs〈コラム〉	30
IV 計画体系	33
体系	34
行政分野別目標	35
1 市民生活	36
2 健康・福祉	48
3 経済・環境	62
4 まちづくり	70
5 教育	80
6 消防・防災	84
7 行財政運営	90
8 シティプロモーション	96
V 資料編	101
1 個別計画等の概要	102
2 策定の経過・体制	108

「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」をめざして

わたしたちの暮らすまち 海老名は、鉄道駅を中心とした社会基盤整備によりコンパクトなまちづくりを進めています。一方で、多面的な機能を有した農地が残されており、良好な景観により安らぎをもたらすなど、都会と田舎が共存した魅力あふれるまちです。

近年、急速な少子高齢化やグローバル化、また、高度情報化の進展といった流れの中で、地域を問わず、住民の価値観やライフスタイルの多様化がより一層進み、人々の生活に対する意識も変わってきています。また、東日本大震災を契機として、国内における自治体・地域住民等の行動、価値観といった危機管理意識に大きな変化が生まれました。



また、本市においては、人口がこれまで右肩上がりに増加してきましたが、今後、人口減少が予想され、大きな転換期を迎えようとしております。

こうした状況を踏まえ、このたび、令和2（2020）年度から10年にわたる新たな総合計画として、「えびな未来創造プラン 2020（ニ-マルニ-マル）」を策定いたしました。新たな総合計画は、第四次総合計画の評価を踏まえつつも、社会情勢の急激な変化に対応するため、これまでの総合計画の構造等から進化した計画としています。

本計画において、10年後のめざす姿として「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を掲げ、海老名に住んでいる人や訪れた人が、にぎわいを感じるとともに、一人ひとりの魅力を活かし、互いに価値観を認めあい・支えあいながら「笑顔」で「住みやすい」まちづくりを進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたりまして、様々な機会を通じ貴重なご意見等をいただきました市民の皆さまをはじめ、総合計画審議会委員並びに多くの関係者の皆さまに心からお礼を申し上げますとともに、今後も計画の実現に向けて、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

海老名市長 内野 優



A scenic view of a stone staircase leading up a grassy hill. In the foreground, there are cherry blossom branches with white and pink flowers. A child is standing at the top of the stairs, and another person is partially visible on the right. The sky is blue with some clouds.

I 序論

1 計画策定の趣旨

本市では、市が行う全ての事業の総合的な指針となる第四次総合計画（平成 20（2008）年度～平成 29（2017）年度）を策定しました。

一方、全国的な社会経済情勢の変動や海老名駅駅間地区大規模民間開発事業等が控えていたため、人口構造の変化等を見極める必要があるとともに、平成 28（2016）年に策定した「海老名市かがやき持続総合戦略」との整合性等を勘案し、その整理期間として、平成 31（2019）年度まで第四次総合計画を 2 年間延長しました。

このたび、計画期間の終了に伴い、令和 2（2020）年度から令和 11（2029）年度までの「えびな未来創造プラン 2020」を新たに策定することといたしました。10 年後のめざす姿である「みんなが笑顔住みやすいまち えびな」の実現に向けて、まちづくりの方針を定める市の羅針盤となるもので、計画的に行政を運営するための最上位計画となります。

2 計画策定の視点

（1）社会経済情勢の変化に柔軟に対応

人口の変動や多様化していく市民の価値観やライフスタイル、大規模化する自然災害、国際化や高度情報化といった、社会経済情勢の変化やスピードを踏まえて、新たな課題に柔軟に対応できる計画を目指しました。

（2）市民と職員の参加による計画づくり

計画の策定にあたっては、海老名市自治基本条例（※ 1）の「地域の課題は、互いに助け合い、尊重し合いながら、市民が主体となって解決していかなければなりません。また、私たちは、議会と市長に市政を信託する一方、自らも市政に参加し、協働（※ 2）して、自己決定・自己責任の意思に基づいた安全で安心な生活ができる自治を実現しなければなりません。」との市民参加の趣旨を踏まえ、市民アンケート、市民ワークショップ（※ 3）、パブリックコメント（※ 4）等を経て、市民の皆さまが計画づくりに関わりました。

また、市の若手職員を中心としたプロジェクトチーム（※ 5）で第四次総合計画の施策に関する評価を実施し、基本理念及び行政分野ごとの政策の議論・検討を重ねることで、職員の計画内容への理解を深めるとともに、現場の目線から実効性の高い計画を目指しました。

（3）本計画と市長公約（マニフェスト）の関係性について

「えびな未来創造プラン 2020」は、本市が目指すべき 10 年後の長期的なビジョンとなっておりますが、一般的にマニフェストは具体的な計画が示されるものであるため、新たなマニフェストに対しては個別計画等で対応していくことになります。

※ 1 海老名市の「自治」における基本ルールとして、市民、市議会及び行政（市長）の役割を定めた条例。

※ 2 それぞれの主体性・自発性のもとに、共通の領域において、互いの特性を認識・尊重しあいながら、共通の目的を達成するため、課題解決に向けて協力・協調すること。

※ 3 主体的な参加により成り立つ、体験・創造の場。本プラン策定においても全 3 回のワークショップを実施し、市民の主体的な参加によりまちづくりの方向性を検討した。

※ 4 市の基本的な政策などを定める条例や計画などの策定過程において、事前にその内容を公表して広く市民の意見を求め、提出された意見や提案を考慮して政策等を決定するとともに、寄せられた意見に対する市の考え方を公表する一連の手続。

※ 5 目的を達成するための計画を遂行するために形成した組織。本プラン作成においても庁内の職員から成るプロジェクトチームを結成し、プランの方向性や具体的な取り組みを検討した。

3 計画の期間と構成

計画期間

近年の急速な少子高齢化に伴い、人口減少が進んでいる中、本市においては、これまで右肩上がりに人口が増加しています。しかしながら、今後、本市においても人口減少時代が到来し、大きな転換期を迎えます。

これまで経験をしたことのない、社会経済情勢の変化や、市民の価値観・ライフスタイルの多様化に対応するとともに、これまでの本市の総合計画に鑑みて、計画期間を10年（令和2年度から令和11年度まで）とすることとしました。

なお、社会経済情勢等の変化に伴い、本計画の方向性に大きな影響を及ぼす事象が生じた場合は、見直しを図るものとします。

計画の構成

(1) 基本理念

本市がめざすべき10年後の普遍的な姿を定め、市のまちづくりの最高理念となるものです。

(2) 将来展望

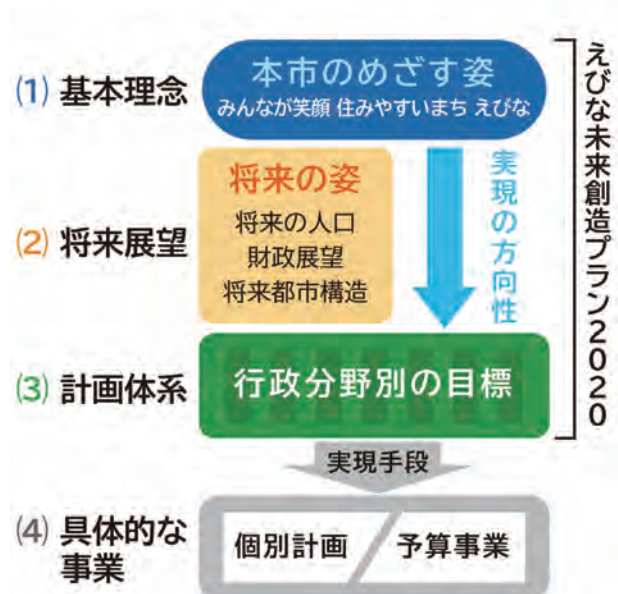
「基本理念」のめざす姿を実現する上で、今後における本市の「将来の人口」「財政展望」「将来都市構造」それぞれの展望を示すものです。

(3) 計画体系

「基本理念」のめざすべき姿を実現するため、今必要となる分野を検討し、市民生活、健康・福祉、経済・環境、まちづくり、教育、消防・防災、行財政運営、シティプロモーションといった、行政分野別の目標を体系的に示したものです。10年間の計画として、関連する個別計画や毎年度の予算事業を進める上で参照すべき、政策上の「めざす姿」「今後の方針」を設定するものです。

(4) 具体的な事業

「行政分野別目標」で定めた政策を展開するため、具体的な内容や目標数値等は、個別計画や毎年度の予算事業計画で管理します。予算事業は「行政分野別政策」の実現手段であるとともに、毎年度見直して、本市を取り巻く課題や不透明な時代における社会経済情勢の変化に柔軟に対応するものです。



1 うつり変わり

古くから穀倉地帯として発展し、奈良時代には国分寺や国分尼寺が聖武天皇の詔勅（741年）で建立されるなど、相模における政治・経済・文化の中心地として栄えました。その後、関東の有力武士団である海老名氏、室町期から戦国期には上杉氏、小田原北条氏などの領国支配を経て、江戸時代は幕領あるいは旗本知行の地となりました。

明治維新後は、明治22年の市制町村制により北部に海老名村が、南部に有馬村が誕生し、海老名村は昭和15年に町制を施行しています。農業を中心に着実な発展を続け、昭和30年には海老名町と有馬村の合併により、新たな海老名町がスタートしました。

昭和46年11月1日、高度経済成長期の人口増加とともに飛躍的変貌を遂げた海老名町は、市制を施行して海老名市となりました。

その後も、都市的環境と自然的環境をバランスよく備えた都市として成長を続け、昭和63年には人口10万人を超え、現在に至っています。

なお、本プラン期間中の令和3（2021）年には、市制施行50周年を迎えることになります。

2 位置・地理的条件



神奈川県
ほぼ中央に位置する
海老名市

本市は、神奈川県中央部、東京から40km・横浜から20kmの圏内にあり、西は相模川を隔て厚木市、北は座間市、東は大和市及び綾瀬市、南は藤沢市及び寒川町と接しています。面積は約26.59km²であり、東西6.15km、南北8.7kmの南北に長い地形となっています。

西端を南北に相模川が流れ、中央から東部は丘陵地帯が南北へと縦断し、海拔11～84mで高低差の少ない緩やかな形状をみせています。

本市には、農地や樹林地などの緑の豊かさを感じられる景観や、空の広さ・相模川の雄大な流れを楽しめる景観があります。これら景観と丹沢大山や富士山が一体となった眺望は、本市の「ふるさと」としての印象や郷土愛を醸成することに寄与しています。

3 交通条件

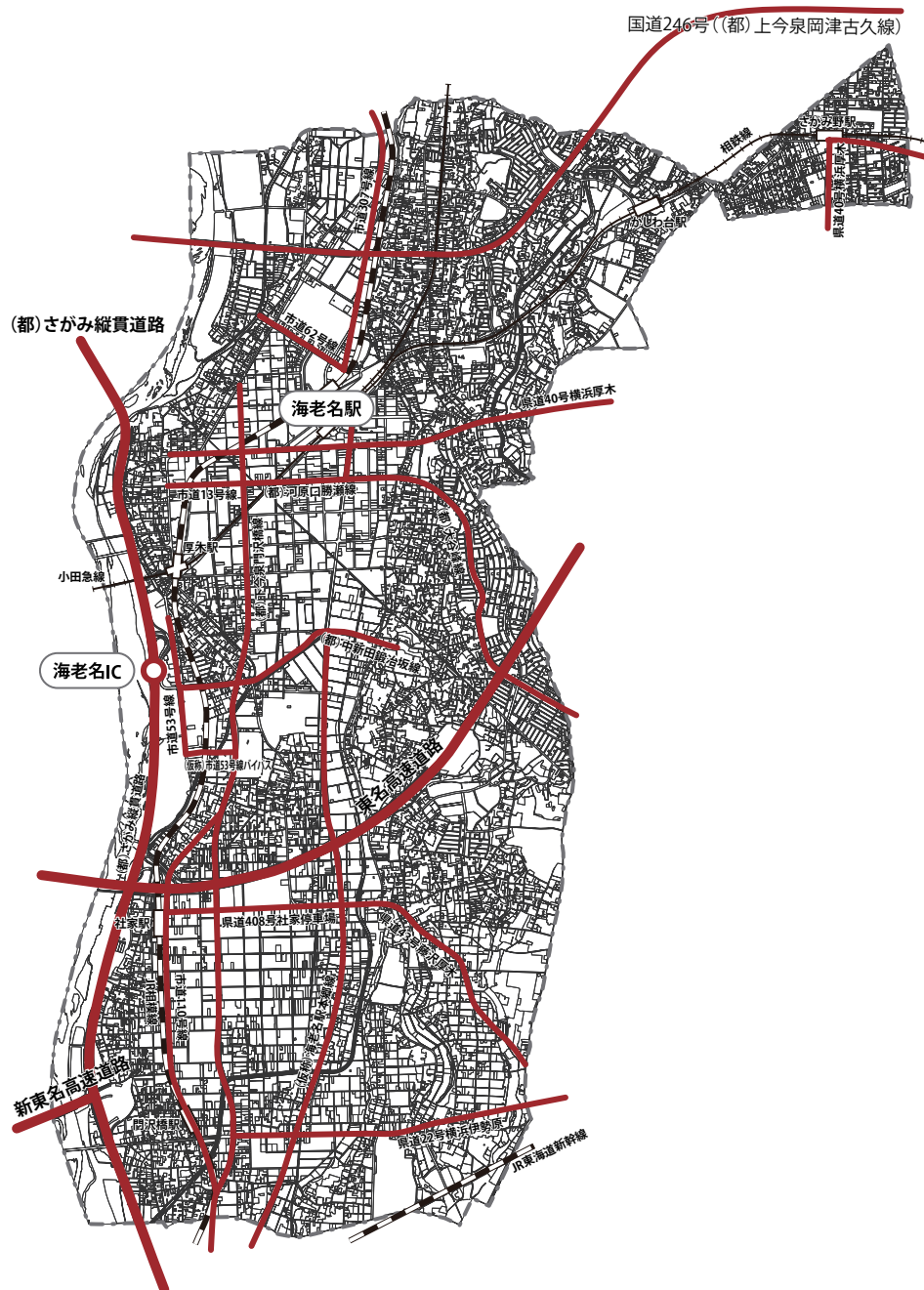


本市は、ＪＲ相模線、小田急小田原線、相模鉄道本線の鉄道３線を擁し、市内には７箇所（※）に９つの駅があり、最短で、小田急線で新宿に４１分、相鉄線で横浜に２５分で結ばれています。

また、東名高速道路や国道２４６号の２本の大動脈が市域を東西に横断しており、これらを補完する広域幹線道路が南北・東西方向に整備されています。

首都圏中央連絡自動車道（圏央道）や新東名高速道路など広域幹線ネットワーク（※６）の整備が進展するとともに、鉄道関係では、相模鉄道本線がＪＲと相互直通運転を開始し、今後、東急線とも相互直通運転を開始します。また、ＪＲ相模線橋本駅にリニア中央新幹線が開通予定等、海老名市全域の交通に関する利便性や速達性の向上によって、市民の方が市外へ向かう機会や市外の方が来街する機会の増加が期待されます。

※６ 高規格幹線道路、一般国道、主要地方道で構成される道路ネットワークのこと。



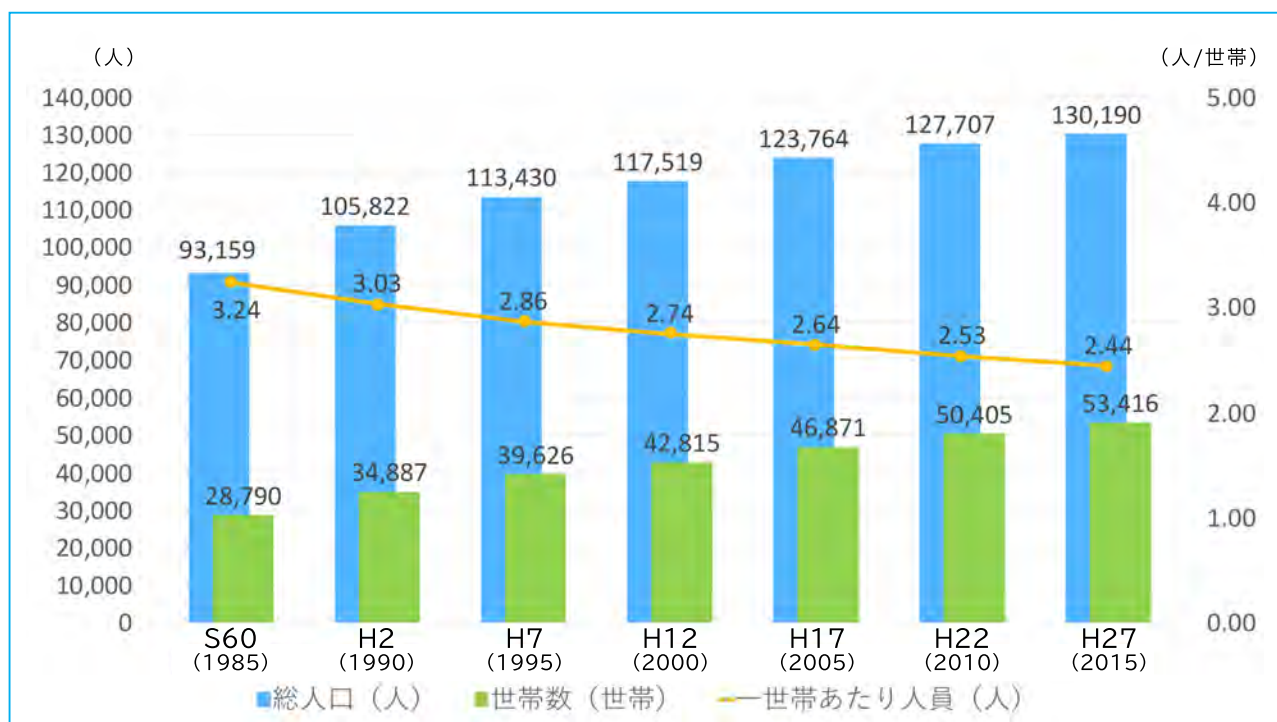
4 人口・世帯



(1) 人口・世帯の推移

地理的条件、交通条件に恵まれた本市は、昭和40年代の高度成長期に著しい人口及び世帯の増加をみせましたが、近年は緩やかな増加傾向にあります。その一方、一世帯あたりの人数は年々減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

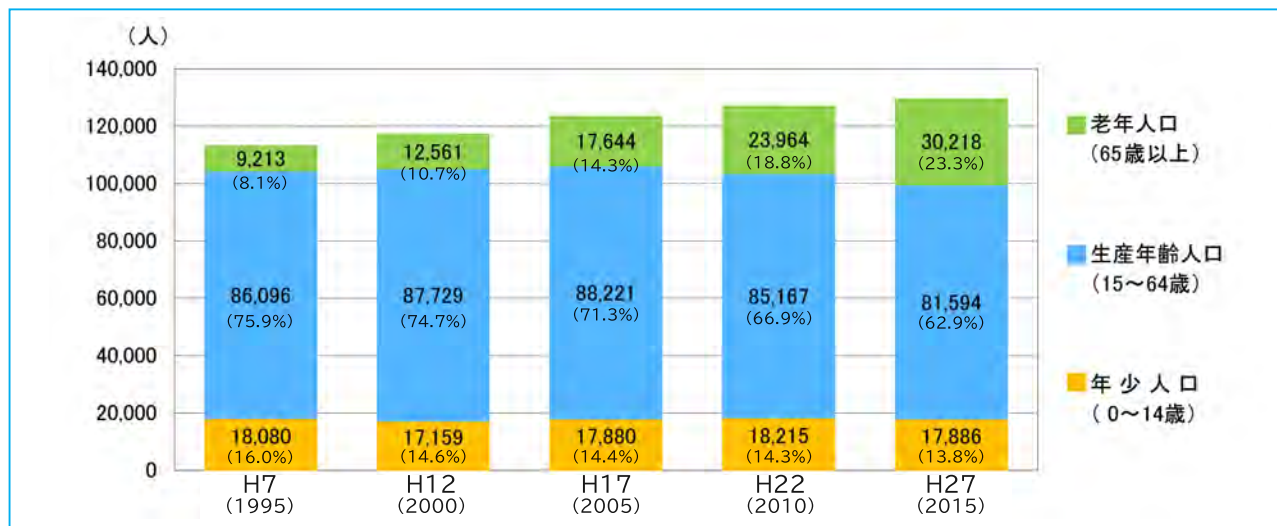
住民基本台帳における令和元（2019）年10月1日現在の数値では、人口134,110人となっています。



資料：平成29年版 統計えびな

(2) 年齢別人口の推移

年齢3区分別人口は、老年人口(65歳以上)は一貫して増加傾向にありますが、生産年齢人口(15～64歳)及び年少人口(0～14歳)は緩やかな増減が見られます。平成27（2015）年の老年人口は23.3%、生産年齢人口が62.9%、年少人口は13.8%となっています。

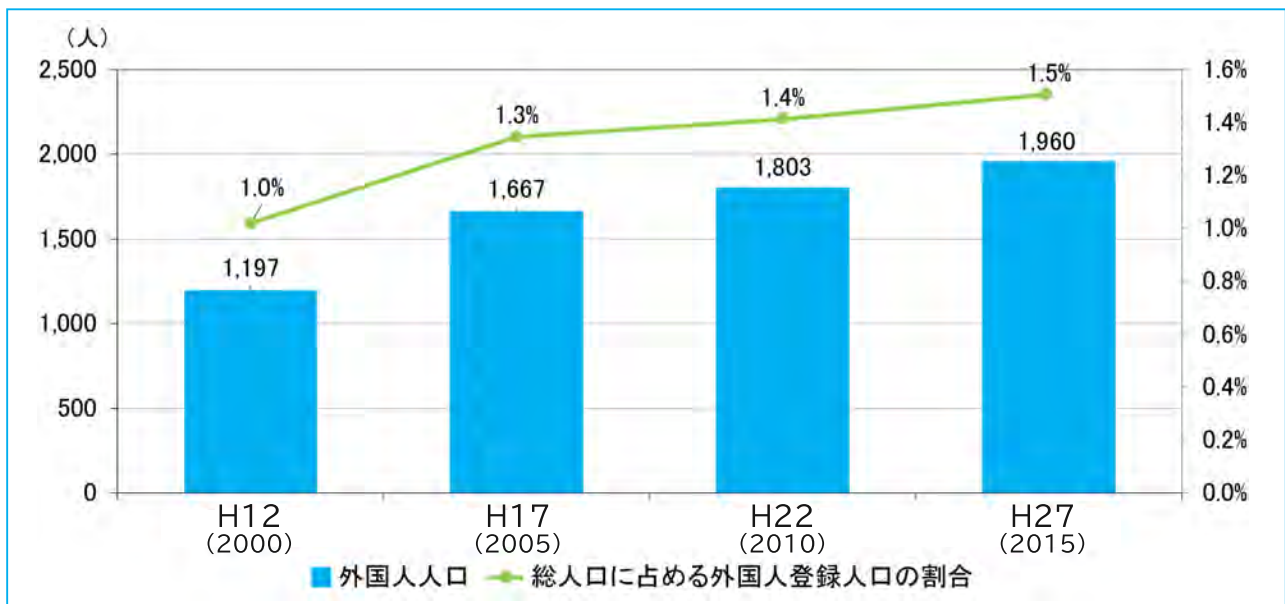


※「(1) 人口・世帯の推移」で示した人口の総数には「不詳」を含むため、年齢別人口の内訳を合計しても総数に一致しない。

資料：平成29年版 統計えびな

(3) 外国人人口の推移

平成12(2000)年以降、外国人人口は伸び続けており、平成27(2015)年には1,960人となっています。外国人登録人口の過半が、中国・韓国・ベトナムをはじめとするアジア圏出身です。

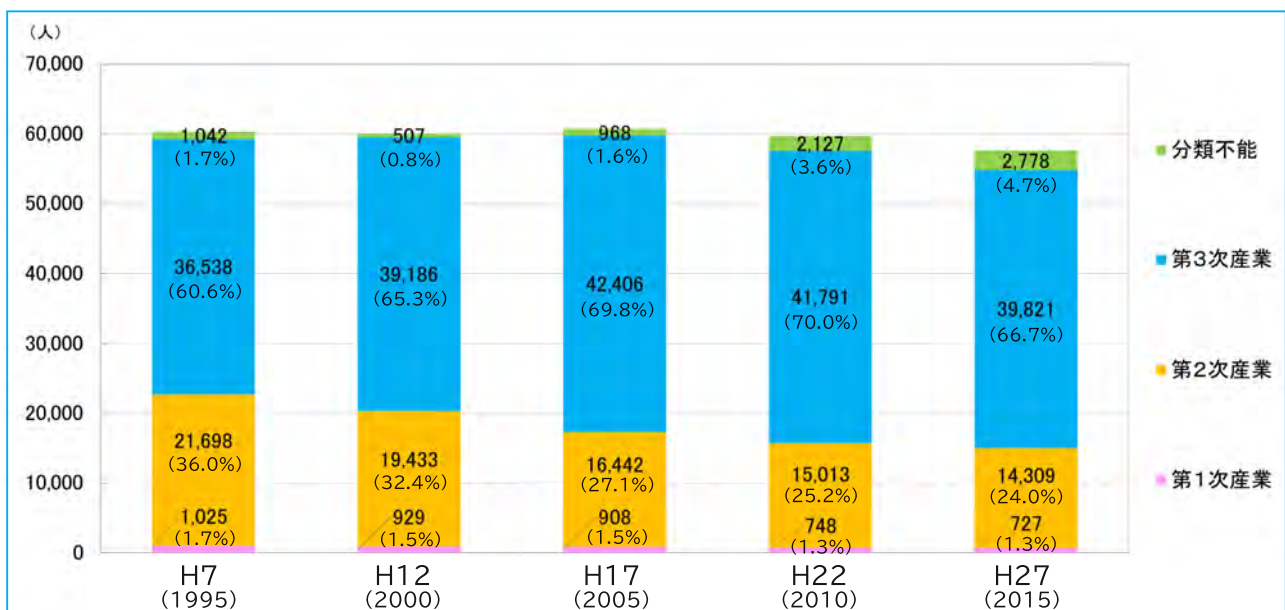


資料：平成29年版 統計えびな

5 主な産業

本市における産業別就業人口の総数は、緩やかな増減を繰り返しています。産業別就業人口割合は、第三次産業(※7)が最も多く、市全体の7割を占め、増加傾向にあります。一方、第一次産業、第二次産業(※7)は減少傾向にあります。

※7 第一次産業は、農業・林業・漁業など、第二次産業は、鉱業・建設業・製造業、第三次産業は、その他サービス業などを指す。



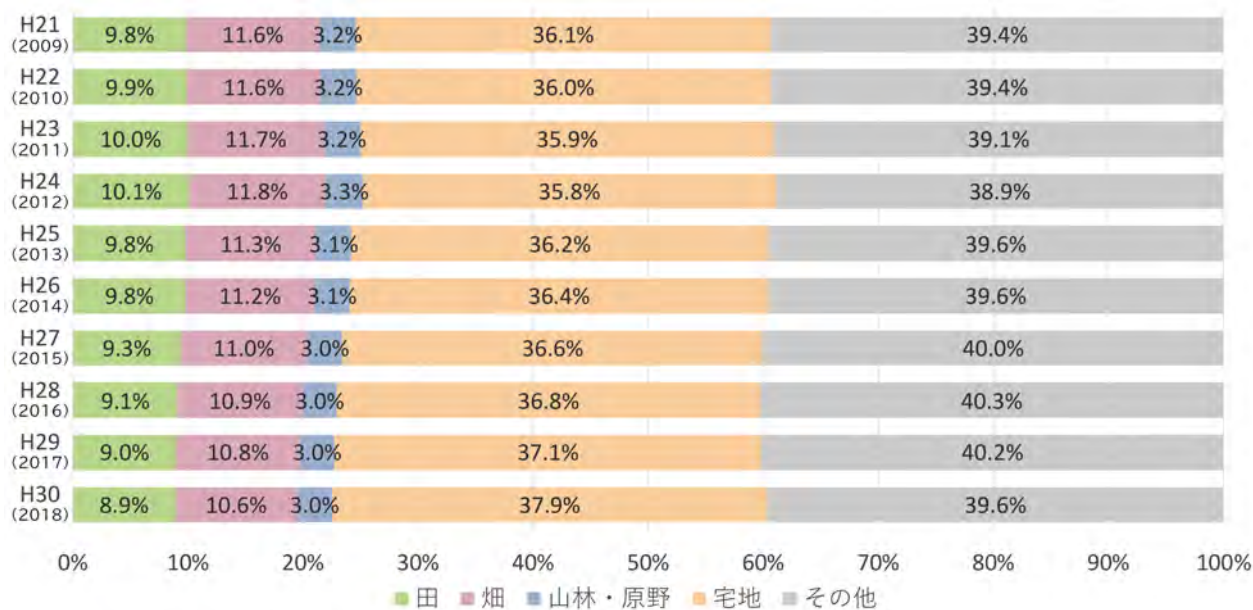
資料：平成29年版 統計えびな

6 土地利用



傾向として宅地・その他等の都市的土地利用が全体の約75%、農地・山林等の自然的土地利用が全体の約25%を占めています。自然的土地利用の比率が減少傾向である一方、宅地の比率は増加傾向にあります。

住宅地は東の丘陵や西の相模川沿いに形成され、農地は市域中央部を南北に展開しています。商業地は海老名駅などの鉄道駅周辺、工業地は相模川沿いや南部地域に多く見られます。



資料：平成29年版 統計えびな



1 人口減少と少子高齢化の進行

平成 27（2015）年の国勢調査結果によると、総人口は1 億 2,709 万 4,745 人となっており、大正 9 年の国勢調査開始以来、初めての減少となりました。平成 22（2010）年と比べると、96 万 2,607 人の減少となり、本格的な人口減少社会に突入したといえます。

人口減少だけでなく、少子高齢化も日々進行しており、深刻な問題となっています。平成 27（2015）年の国勢調査によると、65 歳以上人口の総人口に占める割合は、平成 22（2010）年と比べると 18.8% から 23.3% に上昇し、15 歳未満人口の総人口に占める割合は、14.3% から 13.8% に低下している結果となっています。65 歳以上人口の割合は国勢調査開始以来最高である一方、15 歳未満人口の割合は調査開始以来最低となっています。

少子化が進行すると、労働人口の減少につながり、社会経済活動の停滞を招くなど、まちの活力の低下に繋がることが考えられます。さらに、高齢化が進行すると、高齢者介護を取り巻く問題や医療、年金などの財政需要が増大し、行政サービスの中で、その比重は高まることになります。このため、地域全体での子育て支援体制の確立や高齢者が元気で安心して生活できる環境づくりなどの視点がさらに重要となります。

2 グローバル化の中での経済情勢

わが国の経済は、国際協調やグローバル化の進展によって、各国は相互依存が高まっており、世界経済の変化の影響を受けやすい状況にあります。英国の EU 離脱問題や経済危機下での保護主義の広がり、米中貿易摩擦などにより、先行きの不透明感があります。

しかし、かつての金融危機や新興国・資源国経済の脆弱性による世界経済の停滞時期を超え、平成 24（2012）年末を境に持ち直しの動きに転じ、現在の景気回復の長さはいざなぎ景気（※ 8）（1965 年 11 月～ 1970 年 7 月）を超え、戦後最長の景気拡張期（※ 9）（2002 年 1 月～ 2008 年 2 月）に次ぐ長さになっています。

こうした緩やかな経済の改善がみられる中で、生産年齢人口の減少局面においても所得・雇用面の経済の好循環が生じつつあります。受注増加に向けた生産能力の増強や省力化投資等で設備投資も積極的な動きが出ています。一方で、特に中小企業にとっては、深刻化する人手不足や事業承継、さらなる労働生産性の向上などの課題が続いており、多くの中小企業を抱える地方経済においては楽観視できない状況が続いています。

※ 8 昭和 40 年から昭和 45 年にかけて続いた高度成長期の好景気。神武景気や岩戸景気を上回る好景気という意味から名づけられた。

※ 9 景気循環の第 14 循環において、平成 14 年 1 月から平成 20 年 2 月の 73 か月にわたって続いた景気の拡大期間

3 地球規模での環境問題



世界各国における経済活動の拡大やエネルギーの大量消費などによる、地球温暖化、森林の減少、オゾン層の破壊など、地球規模での環境問題は、早急に取り組むべき重要な課題となっています。中でも、地球温暖化の要因となっている CO2 等温室効果ガス削減に対する取り組みが重要となっています。国際社会は平成 27 (2015) 年に国連サミットで、「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択されました。持続可能な開発目標 (SDGs :17 の目標、169 のターゲット) を中核とする内容で、目標の多くは環境関連となっています。さらに、平成 27 (2015) 年にパリで行われた国連気候変動枠組条約第 21 回締約国会議 (COP21) (※ 10) で合意した「パリ協定」(※ 11) では、すべての締約国が温室効果ガスの排出削減目標を持つ初めての法的枠組みも整備されました。

今後は、このような国際社会の包括的で永続的な取り組みを踏まえた貢献を各国が担っていくとともに、都市緑化や CO₂ 排出削減のための技術革新、環境への負荷が少ない循環型社会への転換など、「地球温暖化対策計画」(※ 12) に基づき、国、地方自治体、事業者、国民などの講ずべき措置が求められています。



※ 10 1992 年の地球サミット (国連環境開発会議) で採択された「気候変動枠組条約」の締約国で、温室効果ガス排出削減策等について協議する会議。第 21 回会議では、パリ協定が結ばれた。

※ 11 第 21 回気候変動枠組条約締約国会議 (COP21) にて、2015 年に採択された、京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際枠組み。世界初となる、全ての国が参加する公平な合意であり、2016 年に発効された。

※ 12 「地球温暖化対策の推進に関する法律」及び「パリ協定を踏まえた地球温暖化対策の取組方針について」に基づき策定された、日本で唯一の地球温暖化に関する総合計画。

4 自然災害への対応



日本では、地理的、地形的、気象的な様々な条件から、地震や津波、台風、豪雨、豪雪の自然災害が発生しやすい国土となっています。毎年のように自然災害は発生し、昭和 30 年代前半までに台風や大規模震災により数千人の死者が発生する被害も多発しました。防災体制の整備・強化、国土保全の推進、気象予報の向上、災害情報の伝達手段の充実などによって、災害対応能力の向上や災害に対する脆弱性が低減することで、自然災害による被害は減少してきました。

しかし、平成 7 (1995) 年 1 月には阪神・淡路大震災により死者約 6,400 人、負傷者約 44,000 人にのぼる甚大な被害が発生し、平成 23 (2011) 年 3 月に発生した東日本大震災では 8 県で震度 6 弱以上となり死者・行方不明者が 18,000 人以上となりました。将来的にも地震においては、南海トラフ地震 (※ 13) や首都直下地震 (※ 14) 等大規模地震の発生が予測されるほか、死者約 230 人、住家の全壊約 6,800 棟被害をもたらした平成 30 (2018) 年 7 月豪雨等、台風や集中豪雨等の大規模な自然災害も頻発しており、自然災害への対応を求める市民の意識が高まっています。

本市においても、すべての市民が安全で安心して暮らすことのできるまちづくりの実現を目指し、さらなる取り組みを進めていく必要があります。

※ 13 南海トラフを震源域とするモーメントマグニチュード 9.0 の地震。国が想定するあらゆる可能性を考慮した南海トラフの最大クラスの地震であり、県内の一部の市町村が「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」の南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されている。

※ 14 東京圏 (東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県) の区域並びに茨城県の区域のうち政令で定める区域をいう。及びその周辺の地域における地殻の境界又はその内部を震源とする大規模な地震のこと。

5 高度情報化の進展



1990年代後半から2000年代前半にかけて、パソコン、携帯電話等の情報通信機器は急激に普及し、高度情報化が広がりました。国境を超えた情報通信ネットワーク形成の下で、スマートフォンやタブレット端末などを利用したモバイル通信の発達によって、世界的に高度情報化の波が到来しました。

今後、仮想空間と現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立する、新たな未来社会（Society 5.0）が到来するとされています。この新たな未来社会では、次世代通信「5G」の普及や、様々なモノとインターネットがつながる（モノのインターネット（IoT）（※15））ことで、多くの情報が共有され、今までにない新たな価値が生み出されます。さらに、大量のデータから状況を判断し、必要な情報が必要な時に提供される「人工知能（AI）」やロボット、自動走行車等の技術革新により、多くの課題を克服し、人の可能性が広がると言われています。

この社会変革を通じて、希望の持てる社会、世代を超えて互いに尊重し合あえる社会、一人ひとりが快適で活躍できる社会が期待されています。

他方で、データから取り出される意味や活用のための知見の質の向上が求められる時代でもあります。市民生活に密着したデータを収集している国や地方自治体においても社会の価値の創造を支援するとともに、情報セキュリティの確保などの課題も追及していく必要があります。

※15 Internet of Things（モノのインターネット）の略である。自動車、家電、ロボット、施設などあらゆるモノがインターネットにつながり、情報のやり取りをすることで、モノのデータ化やそれに基づく自動化等が進展し、新たな付加価値を生み出すというコンセプトを表した語である。

6 地方分権の進展と地方創生の時代



平成19（2007）年に地方分権改革推進法が施行され、平成22（2010）年には、住民に身近な行政はできる限り地方公共団体に委ねることを基本とした地域主権戦略大綱が定められました。平成23（2011）年には、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律が成立し、地方分権への流れが着実に前進しました。

地方分権は、行政の権限を住民に身近な市町村にできるだけ移し、地域の実情に応じた行政の展開が可能となることを目的に進められています。したがって、これからの市町村には、限られた財源の中で、これまでの国の主導による画一的な行政サービスによるまちづくりから、自らの責任と判断で地域の特性を活かした行政運営を行い、個性豊かな地域独自のまちづくりを推進していくよう改革していく必要があります。

国では、平成26（2014）年に「まち・ひと・しごと創生法」（※16）を制定し、人口の動向や活力ある社会に向けて目指すべき方向性を示した「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」（※17）、「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（※18）を定めました。地方自治体においても同様に地方創生に向けたビジョンを構築することが求められ、より一層、各地独自のアイデアに基づくまちづくりが必要とされる時代となりました。

一方、地域の課題や市民ニーズは年々多様化、複雑化してきており、市民が自らづくり運営する活動の必要性も高まっています。市民による活動は、地方分権時代の個性豊かで自立したまちづくりには欠かせないものであり、市民と行政との協働体制の確立が必要です。

※16 少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正し、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくために制定された法律

※17 日本の人口の現状と将来の姿を示し、人口問題に関する国民の認識の共有を目指すとともに、今後、取り組むべき将来の方向を提示するもの。

※18 まち・ひと・しごと創生法に基づき、5か年の目標や施策の基本的方向等をまとめたもの。

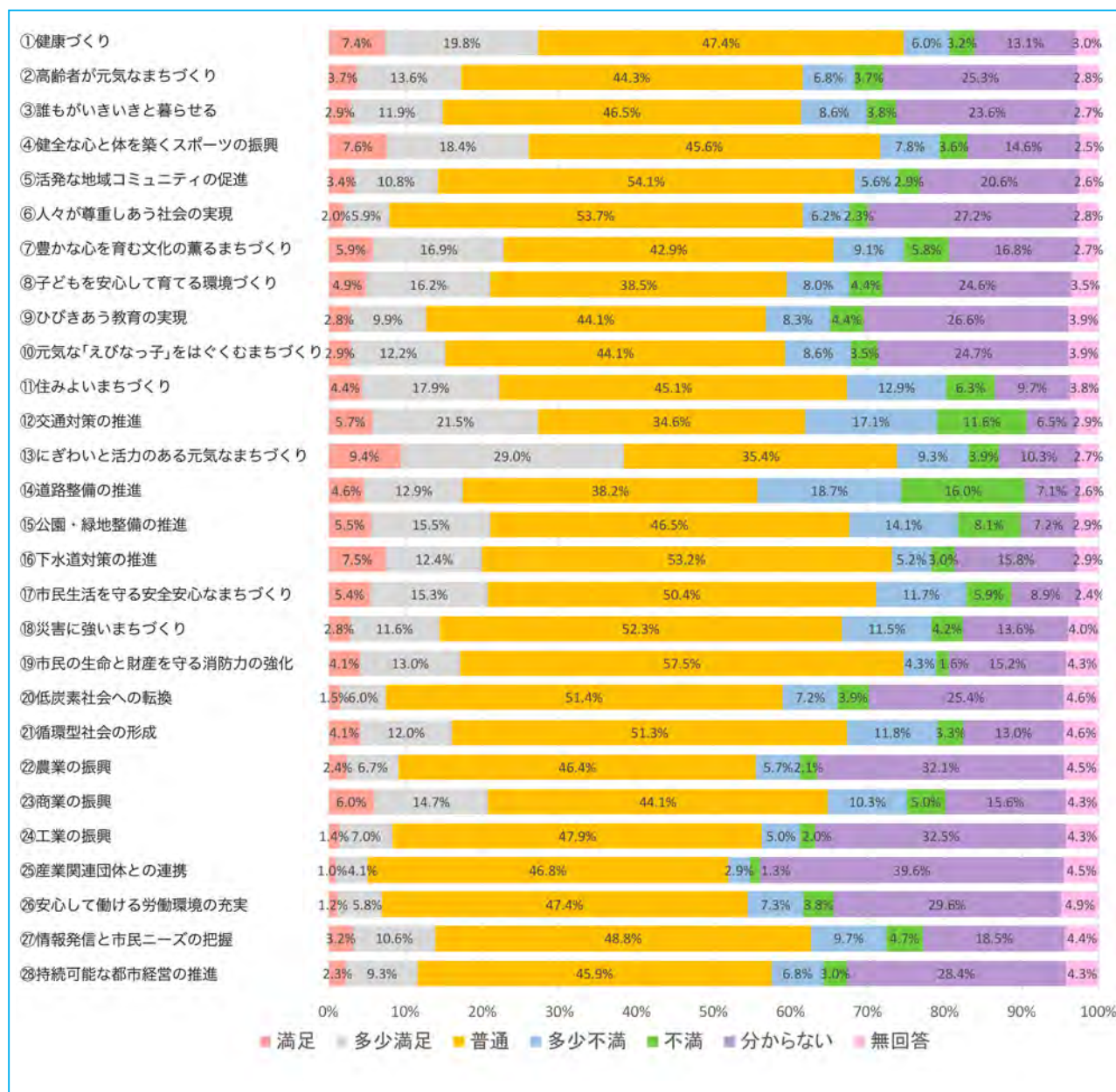


えびな未来創造プラン 2020 を策定するにあたり、計画策定段階から市民アンケート調査や市民ワークショップといった市民参加の機会を設け、市民の思いを把握し、計画に反映しました。

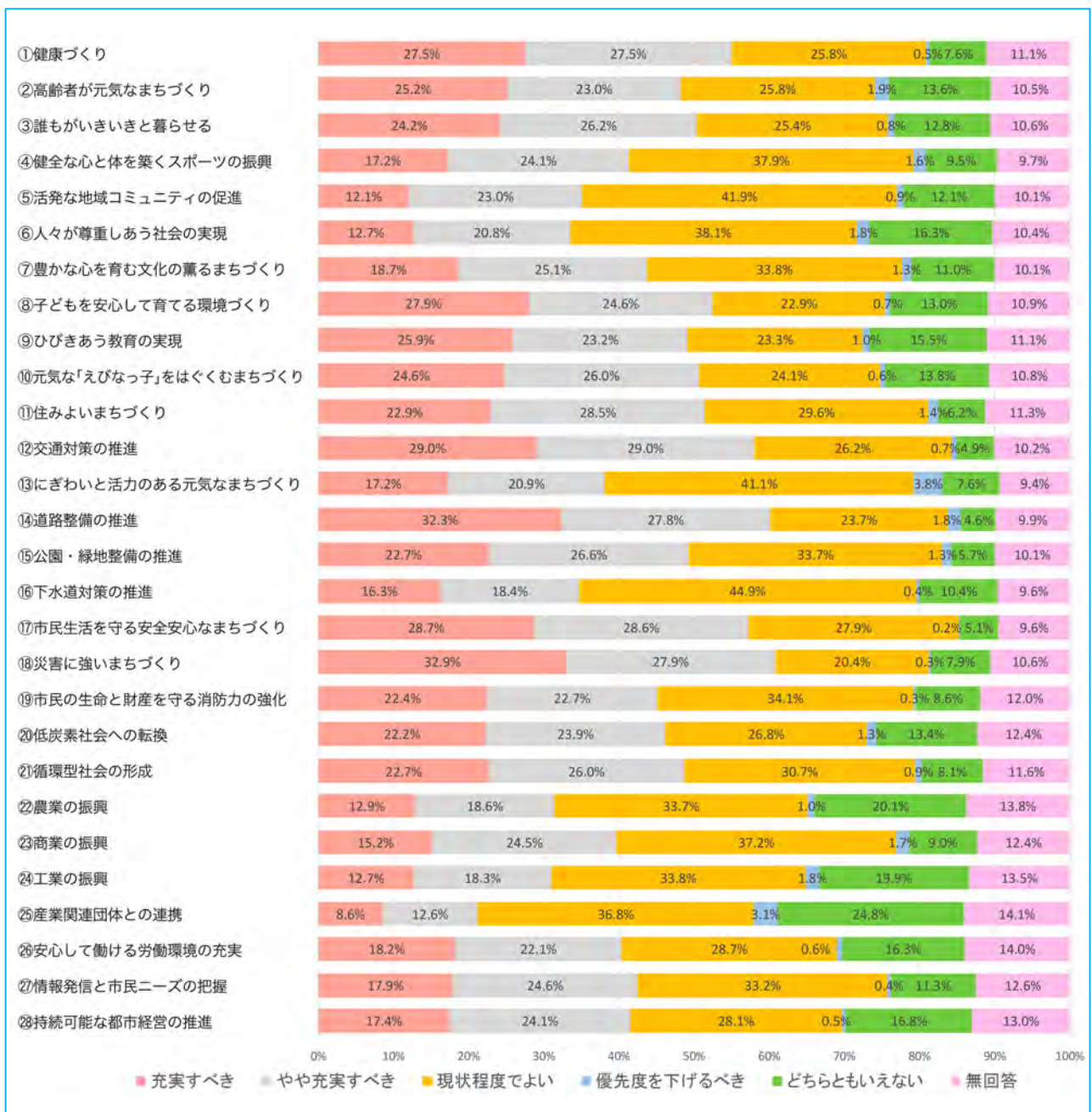
1 市民アンケート調査

平成 30（2018）年 8 月 27 日から 9 月 10 日にかけて「市民アンケート」を実施しました。無作為抽出した満 18 歳以上の市民 3,000 人を対象とし、1,120 件（有効回収率 37.3%）の回答がありました。海老名市第四次総合計画に沿って進めてきた取り組みについて、これまでの「満足度」とこれからの「充実希望度」の評価を伺うなど、多様化する市民ニーズやまちづくりに対する考え方を分析しました。

満足度



充実希望度



満足度、充実希望度ともに比較的高い項目は「① 健康づくり」「⑬ にぎわいと活力のある元気なまちづくり」「⑲ 市民の生命と財産を守る消防力の強化」「④ 健全な心と体を築くスポーツの振興」などであり、さらなる重点的な強化を期待していることがわかりました。

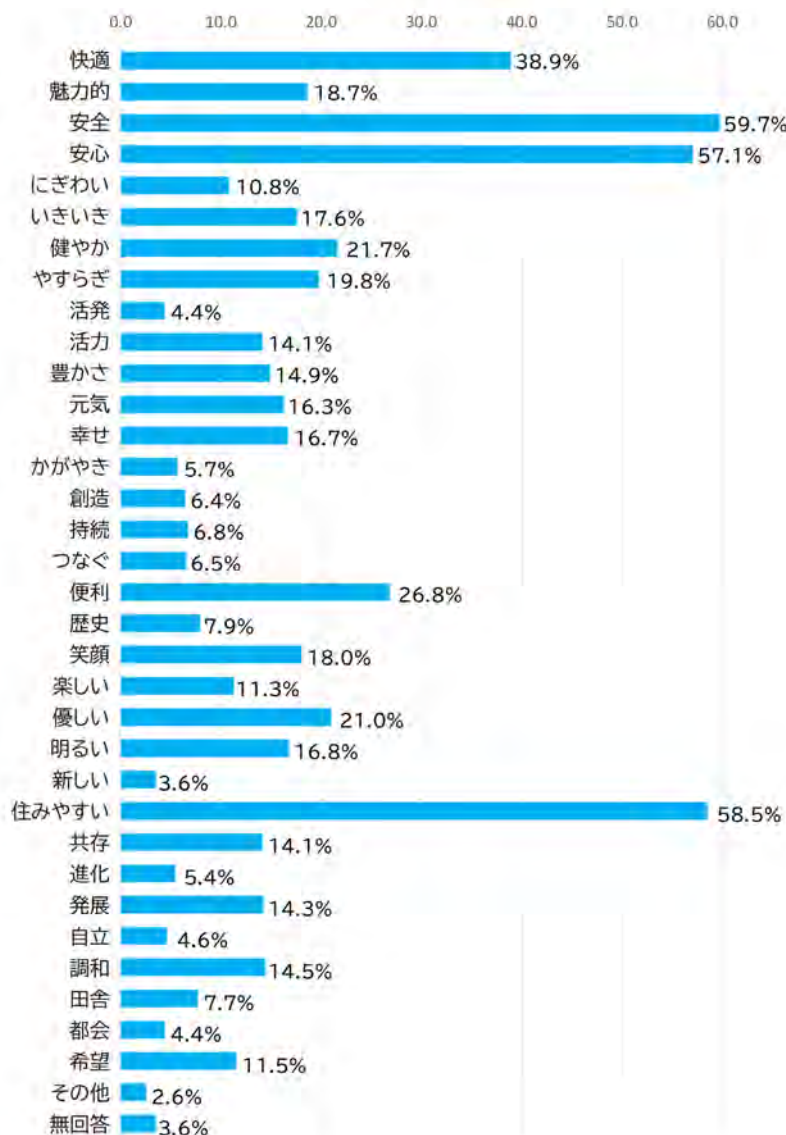
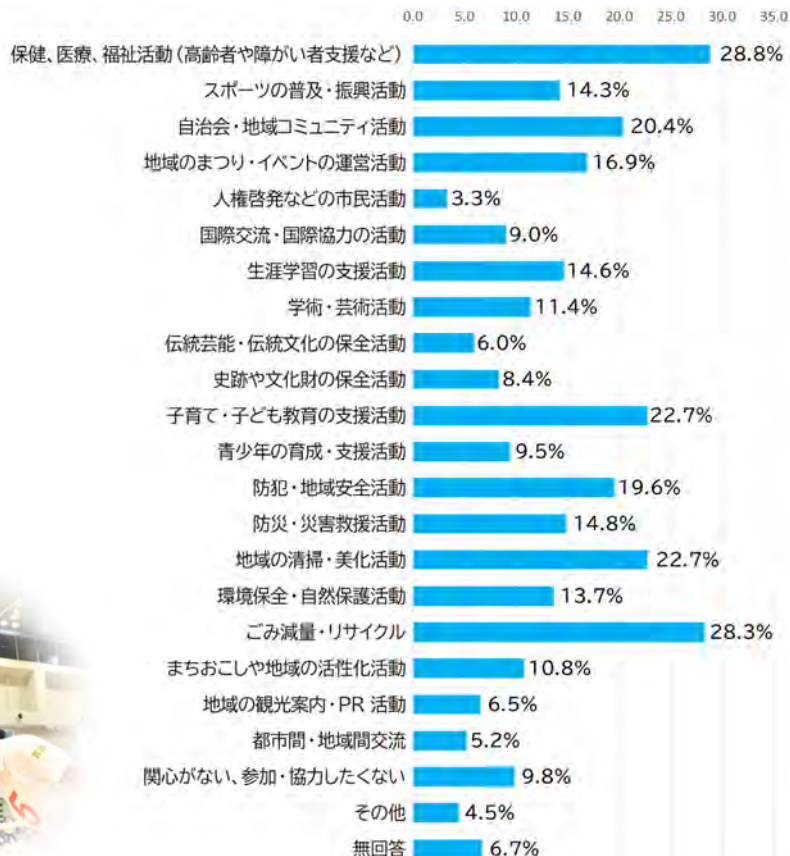
満足度が比較的低いが充実希望度は高い項目は「⑫ 交通対策の推進」「⑭ 道路整備の推進」「⑱ 災害に強いまちづくり」などであり、改善が求められる傾向となりました。



第4章 市民の思い

参加意向

参加・協力したいまちづくりの活動については、「保健、医療、福祉活動（高齢者や障がい者支援など）」が28.8%で最も多く、次いで「ごみ減量・リサイクル」（28.3%）、「子育て・子ども教育の支援活動」（22.7%）、「地域の清掃・美化活動」（22.7%）が続く傾向となりました。



将来像

今後、本市が目指していく将来像を表すものとして、ふさわしい言葉（キーワード）については、「安全」が59.7%で最も多く、次いで「住みやすい」（58.5%）、「安心」（57.1%）と続いています。



2 市民ワークショップ



市民ワークショップは、平成30（2018）年10月から11月（全3回）にかけて実施しました。計画策定段階から市民の“生の声”を取り入れるとともに、各ワークショップを通して、市民、団体、市においてまちづくりの目標を共有し、協働のまちづくりの考えを広げていくことを目的に開催しました。

理想のまち

本市にとっての「理想のまち」のイメージとその「理想のまち」に近づく上での課題について対話していただきました。世代間や地域、市民と行政を「つなぐ」ことが大事といった意見が多いことも特徴となっています。

分野	主な意見	
	理想のまち	課題
市民生活	住民意識の向上 コミュニティがしっかりしている	世代間の意識の差を考慮 次の世代につなぐ気持ち
健康・福祉	障がい者も1人で外出しやすいまち	若い世帯増の為の制度（子育て世代が住みやすい）
経済・環境	若い人 高齢者が輝ける チャレンジできるまち	トマトとイチゴ以外のヒット商品を！！ 観光の大きな目玉をつくる
まちづくり	駅前と地域をつなぐ交通網の充実	車を乗らなくてもよいまちにする
教育	高齢者と小学生などの交流 コミュニケーションの場がある	学校の時間に異世代と交流できる場を
消防・防災	防災に強いまち作りをしている	中学で防災委員などをつくって防災のリーダーを育成
行財政運営	市民のアイデアをすぐに活かせる仕組み	理想の市、まち作りには市職員と市民が一体となって 進めるべし
シティプロモーション	地域ごとのブランドイメージのあるまち	SNSなどを活用し海老名を発信

協働の方法

本市にとっての「理想のまち」に近づく上での方法について「自分たち（自分・家族・仲間・地域）ができること」と、それを実行する上で「行政に支援してほしいこと」について対話していただきました。「地元の食材を活用・地元のお店を利用（地産地消）」、「登下校など交通安全に協力する（防犯パトロール）」といった具体的な取り組みが提案されました。

分野	主な意見	
	自分たちができること	行政に支援してほしいこと
市民生活	防犯パトロール、登下校など交通安全に協力する 転入者が地域に入りやすい雰囲気	公園の一角を市民に貸し出す 市民交流が活発になるイベントの開催
健康・福祉	健康マイレージ（※19）への参加 高齢者に対する支援	健康マイレージと地域クーポン（※20）の連動 病院でも外国人向けの翻訳
経済・環境	海老名の名産品をつくる 地産地消 地元の食材を活用する	自然（田んぼ）を残す取り組み 地元商品を購入できる施設をつくる
まちづくり	公共交通機関を利用する	駅と公共施設をつなぐバス 空き家の把握、管理、利用を促す
教育	大人が子どもに経験を話す機会の創出・出前授業	図書館の蔵書の充実 給食のまちにする
消防・防災	防災グッズを用意する 常に防災を意識し対策（個人での防災訓練）	学校での防災活動支援、地域との連携 市民講座や防災の体験などで市民の防災意識をもっと刺激する
行財政運営	市に対する意見を積極的に出す	長期都市計画の提示 予算の重点を図る
シティプロモーション	市内の企業をまちづくりに巻き込む 地域と会社をつなぐイベント	市内の企業と市民が協働でつくるイベント支援

※19 市民の健康づくりを支援するための取り組みで、がん検診・特定健診の受診、健康に関するイベントや講座への参加、日々の健康への取り組みでポイントを貯めて応募すると、抽選で記念品がもらえるというもの。

※20 特定の地域内で使用できる、切り取り式の優待券や割引券などのこと。



本市では、平成20（2008）年度に「海老名市第四次総合計画」を策定し、各種施策・事業に取り組んできました。新たな総合計画となる「えびな未来創造プラン2020」の策定にあたり、これまで取り組んできた政策・施策の評価を実施し、今後における行政分野の課題を整理しました。

P36

1 市民生活

すべての市民が等しく尊重され社会で活躍できるように、男女の共同参画や人権意識の啓発活動等に取り組んできました。また、地域社会での市民活動を推進するため、自治会活動の支援や地域の特色を活かしたコミュニティセンターの運営、市民活動のための環境整備を進めました。今後も社会情勢に応じた支援を継続するとともに、さらなる発展に向けて、市民と行政の協働が必要となっています。

公共施設整備や市民活動の支援を通じて、市民がスポーツ・レクリエーションに親しんだり、芸術・文化に触れたりする場を提供し、心身ともに充実して暮らせる環境づくりに取り組んできました。今後は、より多くの方を受け入れるための体制強化や内容の充実が求められています。

交通安全活動や防犯体制の強化を図ったことにより、交通事故件数・犯罪件数が減少傾向にあります。さらなる安全を図るために、地域内の交流や支え合いを推進し、事件・事故を未然に防ぐための「地域の目」を養っていく必要があります。



P48

2 健康・福祉

誰もが健康で自立した生活を送れるように、健康づくりの環境整備や予防医療の充実を図ってきました。より多くの市民が健康に生活できるよう、地域での講座や健康相談、未病センターの活用など、健康づくりに取り組みやすい環境を整え、健康意識の高揚を図ることが求められています。

誰もが生き生きと暮らせるように、高齢者や子育て世帯等を、地域と行政がみんなで支え合うまちづくりに取り組んできました。高齢者に関しては、地域で安心して暮らし続けられるように、地域ごとの医療・介護・介護予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム（※21）の深化、子育て世帯に関しては、妊娠出産から義務教育まで一貫した子育て支援のさらなる充実が大きなテーマとなっています。

※21 地域住民に対し、保健サービス（健康づくり）、医療サービスおよび在宅ケア、リハビリテーション等の介護を含む福祉サービスを、関係者が連携、協力して、地域住民のニーズに応じて一体的、体系的に提供する仕組み。ソフト（事業）面では、その地域にある保健・医療・介護・福祉の関係者が連携してサービスを提供するものであり、ハード面では、そのために必要な施設が整備され、地域の保健・医療・介護・福祉の資源が連携する仕組みを指す。

P62

3 経済・環境



本市で育まれてきた独自の産業や地域資源の育成と活用に一体的に取り組み、人々が盛んに交流するにぎわいある空間づくりを進めてきました。また、市内企業間の連携や事業の拡大を支援するとともに、産業基盤の推進、地元雇用の拡大や企業の生産性の向上に取り組んできました。今後、さらなる地域経済の発展に向けて、本市の産業の新たな姿を構想していく必要があります。

農業に関しては、大消費地に近いという地域特性を生かした都市農業（※22）に対する取り組みにより、農業生産者のみならず市民にとっても魅力ある農業の展開を図ってきました。一方で、農地の非農地化が進むなか、農業環境の維持・保全が求められています。

環境に関しては、地球環境にやさしい社会を目指し、省エネ化の促進や再生可能エネルギーの導入を進めてきました。今後も環境マネジメントシステム（※23）に基づき、活動成果の検証と運用改善を続けていく必要があります。また、ごみの排出量に関しては、増加傾向にあり、ごみの減量化・資源化を推進させる取り組みが必要となっています。

※22 都市の中で都市と調和しつつ存在する農業

※23 各企業などが環境保全に関する方針、目標、計画などを定め、これを実行・記録し、その実行状況を点検して方針などを見直すという一連の手続き。一連の環境マネジメントシステムの中で、企業などの事業体が法令などの規制基準を遵守するだけにとどまらず、積極的に環境保全のための行動をとり、自主的な環境管理に関する計画などの実行状況の点検作業が環境監査と呼ばれる。海老名市では、平成29年度から「海老名環境マネジメントシステム」が運用されている。

P70

4 まちづくり



「住みやすいまち」の実現に向けて、空き家及び空き地の適正管理を行うことで、良好な住宅地の形成を図りました。また、市民、事業者、行政の協働によりコミュニティバスを運行し、公共交通不便地域における交通手段を確保することで、公共交通網の充実を図りました。

今後、定住環境の確保にあたり、既存住民への定住促進に加え、転入者の増加に向けた施策を充実する必要があります。また、交通環境づくりにあたり、高齢者や子育て世代などの日常の移動を支える交通手段もさらなる充実が求められています。

市内の幹線道路や生活に身近な道路整備については、海老名市道路交通マスタープランを基本とした道路計画を、計画的かつ継続的に推進することで、交通便利性の向上を図ってきました。都市基盤整備（※24）の推進にあたり、関係機関及び地域住民の理解、協力を得ることが必要となります。

※24 道路・上下水道・公園・河川等、都市活動を支える基盤となる施設を整備すること。

P80

5 教育



学校・家庭・地域社会が連携することにより、子どもたちの生きる力を育むよう、ひびきあう教育の実現に取り組んできました。地域の協力の下で子ども達の社会教育の場、学校生活では体験できない場の提供が図られています。今後、さらに地域に開かれた教育環境の充実が求められています。

学校教育については、効果的な教職員の配置に向けた教職員の確保や、情報化社会やグローバル化に対応できるように、プログラミング教育（※25）等の情報活用能力育成や小学校の英語科目の授業時数増加に伴うサポートが課題です。また、教育支援体制においては、多様化・複雑化する相談ケースに対応していくため、関係機関等とネットワークを構築し、より効果的な連携を図っていく必要があります。

※25 子どもたちに、コンピュータに意図した処理を行うように指示することができるということを体験させながら、将来どのような職業に就くとしても、時代を超えて普遍的に求められる力としての「プログラミング的思考」などを育成するもの。主に、2020年から実施される新学習指導要領に基づき、小学校で必修化される、コンピュータプログラムに関する教育のこと。

P84

6 消防・防災



危機管理・防災対策・災害対策については、東日本大震災等を教訓とし、ハード・ソフトの両面から計画的に強靱化を図ってきました。多様化していく危機事象に的確に対処するため、危機対処体制の標準化及び効果的な受援体制を構築するとともに、研修・訓練等を通じて職員の危機対応能力をさらに高めていく必要があります。

市民等の自助・共助の意識については、さらなる向上を図るため、より一層の危機管理啓発に取り組んでいく必要があります。また、各種設備については、費用対効果を検証するとともに、消防力・防災力の向上を見据えた再整備・維持管理を図っていく必要があります。

指令業務の共同運用、車両更新、消防団施設の改修を計画的に実施することで消防力の強化を図りました。また、消防査察、消防訓練、救急講習を継続的に実施することにより、市民の災害対応力の強化を図ってきました。今後は、地域防災力の要である消防団のあり方、高齢化社会への対応を踏まえた消防・防災対応、広域連携について、さらなる充実を図っていく必要があります。

P90

7 行財政運営



社会経済状況の変化や少子高齢化の進展により、将来を見据えた効率的・効果的な行財政運営が求められています。

行政活動については、「海老名市行財政マネジメントサイクル」(※26)に基づく行政評価を実施し、事業の見直しや予算編成に取り組んできました。今後も効果的かつ精度の高い運営に努めるとともに、その達成状況を市民へ公開し、市政への関心をより一層高める必要があります。

行政事務においては、総合事務処理システムの運用や通信基盤の整備により業務の省力化・効率化に努めました。情報セキュリティを強化し、システムのクラウド化(※27)も検討していきます。

また、市民サービスの提供においては、インターネットでの公共施設の予約や電子申請・届出システムの運用、公共フリースポットの設置、市の保有するデータの公開などを行い、利便性の向上と市民参加のまちづくりの推進に取り組みました。防災・福祉・医療・教育など、さまざまな分野で地域情報化を進めていく必要があります。

※26 「担当部課評価」「内部評価」「外部評価」の三者による行政評価に基づいて実施計画の進行管理や次年度の予算編成を行い、それをまた評価して行財政運営の改善に生かすという仕組み。

※27 自前のコンピュータで管理していた情報やシステムをクラウドサービスを利用する形に置き換えること。

P96

8 シティプロモーション



本市の魅力を発信し、市民のまちへの愛着と誇りの醸成や転入・定住人口の増加に向けて取り組んできました。行政情報の伝達手段として欠かせない媒体である「広報えびな」は、市民を巻き込んだ紙面ヘリニューアルするとともにアプリやウェブサイトで配信する等の工夫も取り入れました。また、ターゲットに合わせた媒体での発信やSNSの活用、メディアへの積極的な露出を図り、市内外に魅力を発信しています。転入人口も増加するなど、転入・定住人口の拡大にもつながってきています。イメージキャラクター「えび～にゃ」やプロモーションマーク(※28)の活用に加え、隣接する市町村との連携を図り、今後も全庁を巻き込んだ戦略的なシティプロモーションを展開していく必要があります。

※28 市内外に海老名市の魅力を発信するために使われるマーク。市章や「住みたい 住み続けたいまち 海老名」のキャッチフレーズなどが盛り込まれている。

Ⅱ 基本理念



10年後のめざす姿

海老名市は、海老名駅周辺を中心に都市化を推進しながら、少し離れば田園が広がる都市と自然のバランスが取れたまちです。

また、交通の拠点としての利便性により、地域内外の人々が集うにぎわいのあるまちであるとともに、歴史と文化の薫るまちです。

多彩な魅力が調和したまち海老名は、住んでいる人や訪れた人が、にぎわいを感じるとともに、誰もが一人ひとりの魅力を活かし、互いに価値観を認めあい・支えあいながら「笑顔」で暮らせる「住みやすいまち」でもあります。

いつでも自然に「笑顔」がこぼれる、いつまでも快適に暮らしていける「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」の魅力をさらに高めていきます。

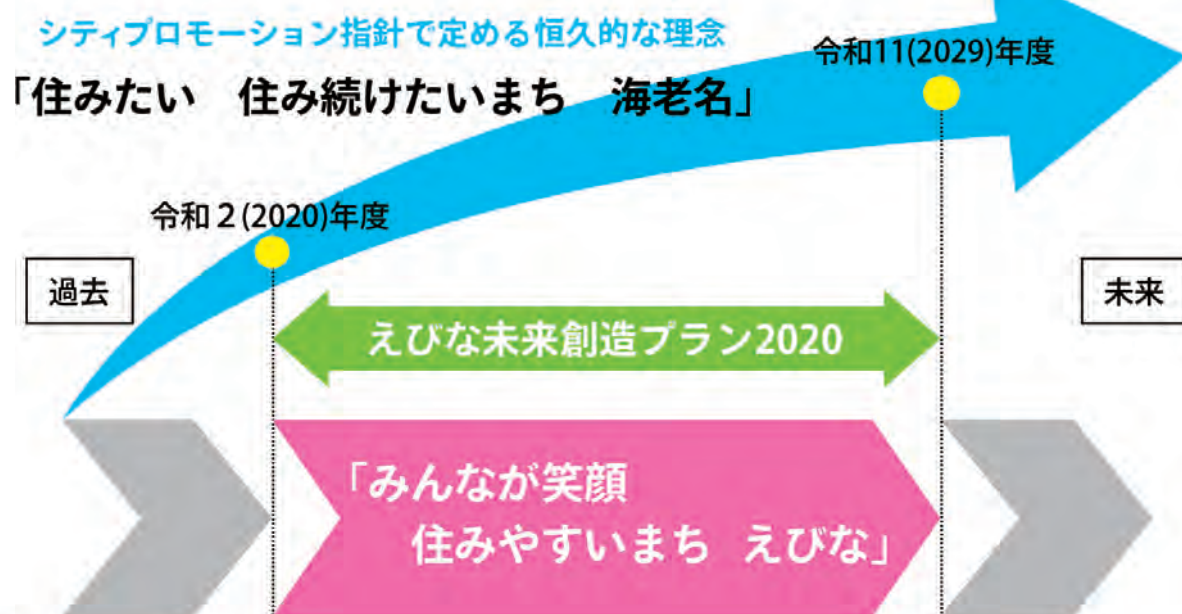


みんなが笑顔
住みやすいまち
えびな



位置付け

シティプロモーション指針において、「住みたい 住み続けたいまち 海老名」を恒久的な理念（スローガン）と掲げています。本プランで掲げる「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」は、恒久的な期間のうち、本プランの計画期間である令和2（2020）年度から令和11年（2029）年度までの10年間にわたるめざす姿となります。



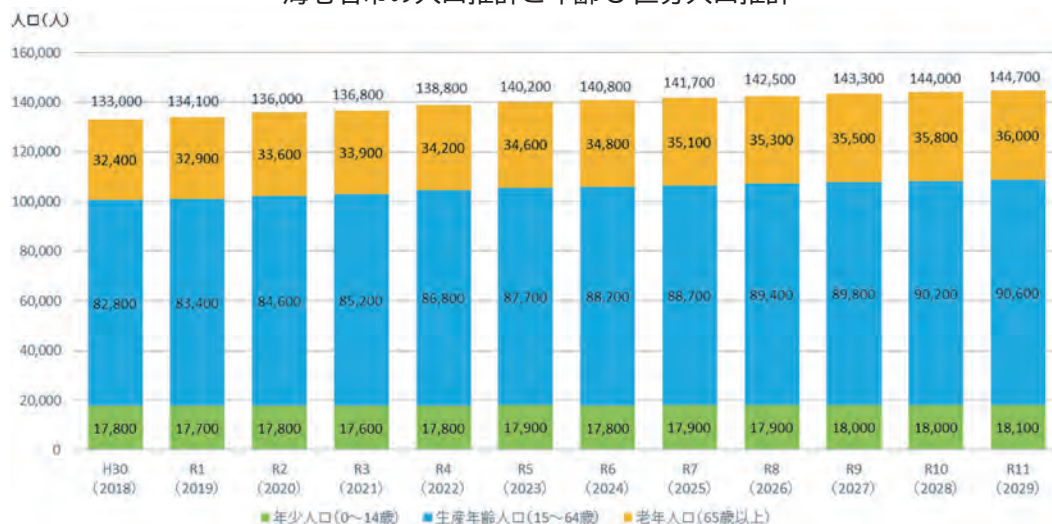
Ⅲ 将来展望



将来の人口

本市の人口は、令和5（2023）年に140,000人に到達し、その後も増加を続け、令和13（2031）年には約145,600人まで増加した後は、緩やかな減少になることが推計されます。令和11（2029）年の計画人口は概ね144,700人と想定します。年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）、老年人口（65歳以上）の年齢3区分人口において、いずれも計画期間中（令和2（2020）年度～令和11（2029）年度）は増加を続け、老年人口は計画期間後期になるにつれ増加傾向となります。年少人口については微増が続き、生産年齢人口は増加傾向が継続します。

海老名市の人口推計と年齢3区分人口推計

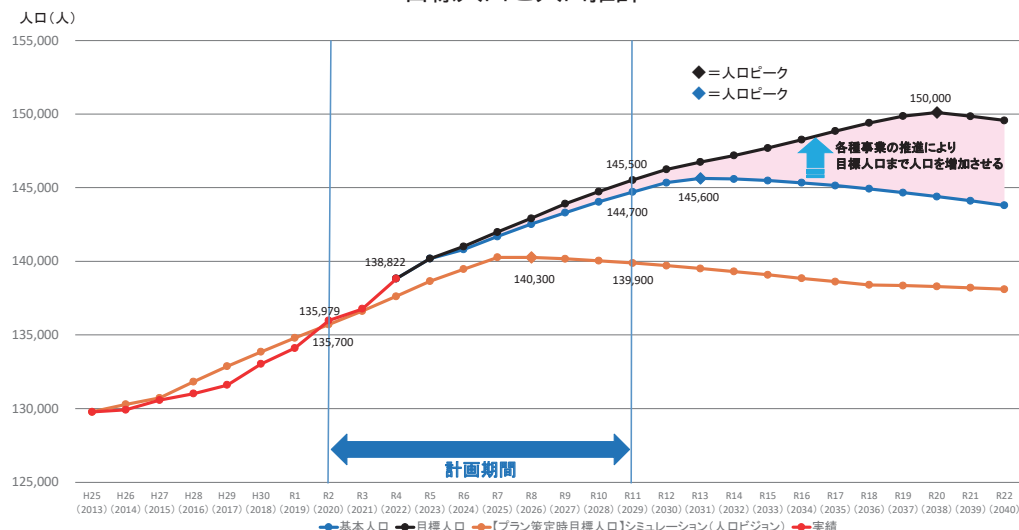


本市では、交通の拠点としての利便性を活かしたまちづくりをはじめ、ハード・ソフト両面において各種事業を推進してきたことにより、本プラン策定時の目標人口として設定した「海老名市人口ビジョン（平成28年2月策定）」の数値を上回るかたちで人口が推移しています。

今回最新の合計特殊出生率（※29）等のデータを使用し、推計した基本人口（人口推計）では、令和13年の145,600人をピークに本市の人口も減少に転じていく推計となっていますが、本プランの「めざす姿」を実現するための各種事業の推進によるさらなる転入増を見込み、計画期間内の目標人口を「145,500（令和11（2029）年）」に定めるとともに、将来的な目標人口を「150,000人（令和20（2038）年）」として掲げます。

※29 人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子どもの平均数を表す。女性が出産可能な年齢を15歳から49歳と規定し、それぞれの出生率を算出し、足し合わせることで、一人の女性が一生に産む子どもの数を近似的に求めている。

目標人口と人口推計

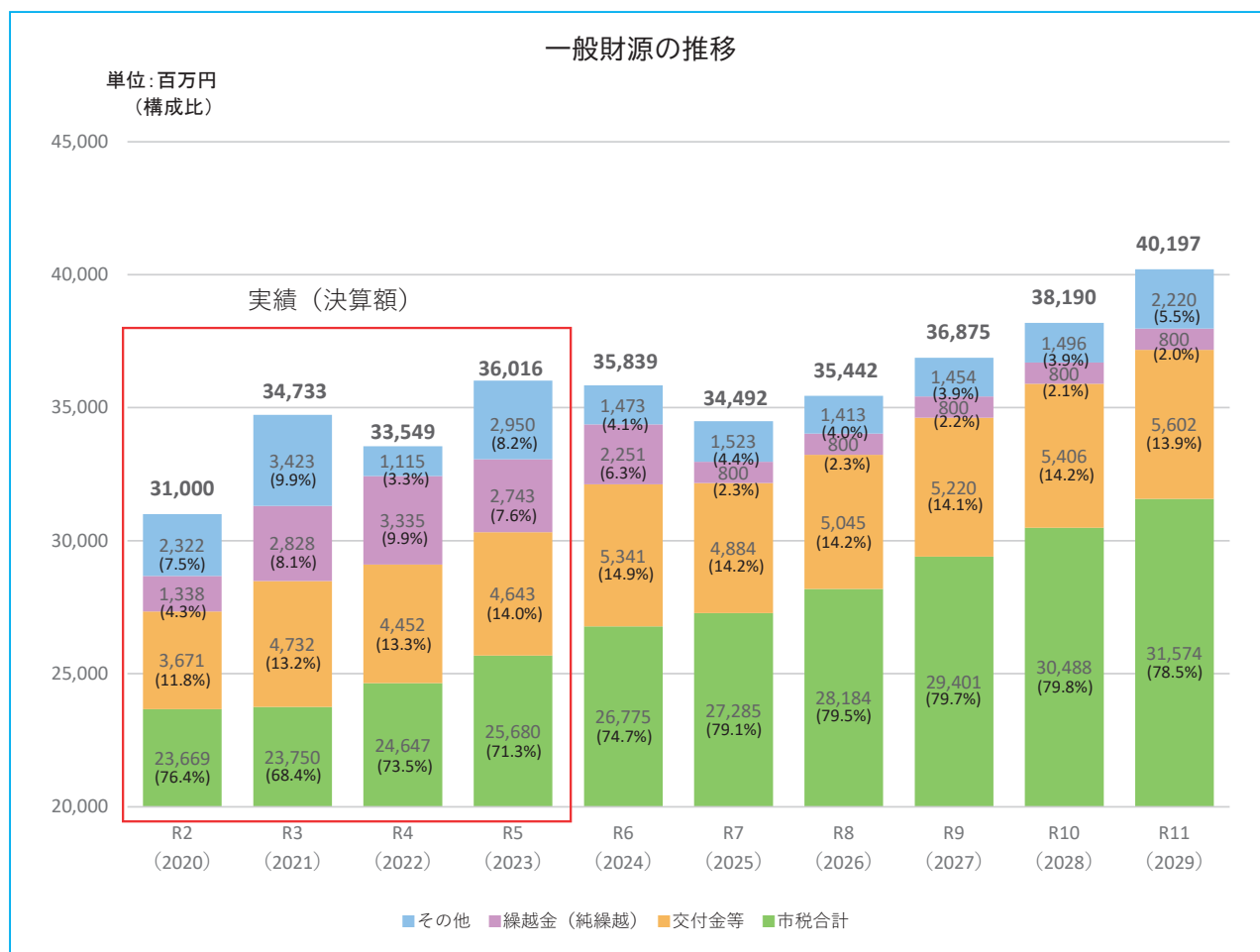


歳入の根幹をなす市税について、個人市民税は、生産年齢人口の微増傾向が継続されることなどにより、全体としては若干の増加が見込まれます。しかしながら、現在の社会経済情勢を前提とする限り、一般財源の大幅な増加は期待できない一方、歳出面においては、少子高齢化の進展などにより義務的経費（扶助費等）の増額が見込まれます。

このため、投資的経費（普通建設事業費）に充てられる財源は限られ、この限られた財源の中で、事業費を確保した上で、公共施設の維持補修も計画的に実施していく必要があります。

これまでも、指定管理者制度（※ 30）の活用や民間活力の利用、事務事業の見直しなど進めてきましたが、一層の経費節減を進め、税収の確保や受益者負担の見直しなどにより財源の確保を図ってまいります。また、本プランの計画期間後も、一層厳しさを増す可能性がある社会経済情勢に備え、堅実な財政の礎を築いてまいります。

※ 30 地方自治体が指定する指定管理者に、公の施設の管理運営を行わせる制度



「拠点」「軸」「土地利用区分」を将来都市構造として示すことにより、『まちの活力と、暮らしの質を高める都市づくり』を進めることとします。

拠 点	○ 都市交流拠点 商業や業務、行政サービス、生涯学習・文化、医療・福祉等の様々な機能が集積し、多くの人が集まり交流する地区を位置づけます。 ○ 地域交流拠点 身近な商業機能やコミュニティ機能等の地域の交流や利便性の高い生活に向けて必要な諸機能が集積し、市内各地域において中心を形成している地区を位置づけます。 ○ 生活拠点 住宅地等を中心とした生活圏の中で、日常的な暮らしに必要な諸機能を集積し、地域内の暮らしを支える地区を位置づけます。 ○ 水と緑のレクリエーション拠点 本市の特徴である緑や水等の豊かな自然環境の中で、多くの人が憩い・やすらぐことのできる空間を位置づけます。 ○ 歴史のレクリエーション拠点 本市の古い歴史と、その過程で培われた文化にふれ、そこに集う多くの人に本市の魅力を伝えることのできる空間を位置づけます。 ○ 産業・流通拠点 大規模な工場や研究・業務施設等が集積し、高い交通利便性を活かして本市の発展を牽引する地区を位置づけます。特に南部地域には、商業機能を取り入れた市の副次的な拠点を位置づけます。
軸	○ 広域幹線軸 高速道路や国道等、全国各地や周辺都市と本市を結ぶ道路を位置づけます。 ○ 都市幹線軸 広域幹線軸を補完し、周辺都市や市内の各地域を相互に結ぶ幹線道路を位置づけます。 ○ 鉄道幹線軸 誰もが利用可能な移動手段であり、周辺都市と本市を結ぶ公共交通の軸として、鉄道を位置づけます。 ○ 水と緑の自然軸 貴重な水辺空間である河川と、斜面緑地を位置づけます。

土地利用区分

○ 都市的な土地利用を進める区域

現行の市街化区域に加え、計画的に都市機能の集積を進める区域を位置づけます。

○ 土地利用を検討する区域

今後の人口の動向や社会経済の情勢を勘案しながら、都市的な土地利用を促すことの必要性を検討する区域、若しくは必要な範囲で市街地としての土地利用を許容する区域を位置づけます。

○ 自然的な土地利用を保全する区域

市内に残された貴重な自然や農地の保全を進める区域を位置づけます。

将来都市構造図



えびな未来創造プラン 2020 と SDGs 〈コラム〉

SDGsとは？

SDGs

(エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goals

持続可能な開発目標（SDGs）は、貧困や不平等・格差、気候変動などの様々な問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の17の目標と169のターゲットからなるもの。

すべての人々にとってよりよい世界を作るため、世界各国は、すべての人や私たちの地球にとって最も重要な目標について話し合いました。そして、若者や子どもを含む多くの人々や組織が協力し、17の持続可能な開発目標（SDGs）が決められました。

SDGsが掲げる17の目標



Goal 1 【貧困をなくそう】

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる



Goal 2 【飢餓をゼロに】

飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する



Goal 3 【すべての人に健康と福祉を】

あらゆる年齢の全ての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



Goal 4 【質の高い教育をみんなに】

全ての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



Goal 5 【ジェンダー平等を実現しよう】

ジェンダー平等を達成し、全ての女性及び女兒の能力強化を行う



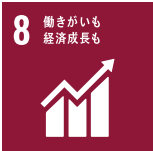
Goal 6 【安全な水とトイレを世界中に】

全ての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



Goal 7 【エネルギーをみんなに そしてクリーンに】

全ての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する



Goal 8 【働きがいも経済成長も】

包摂的かつ持続可能な経済成長及び全ての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する

9 産業と技術革新の基盤をつくろう 	Goal 9 【産業と技術革新の基盤をつくろう】 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る
10 人や国の不平等をなくそう 	Goal 10 【人や国の不平等をなくそう】 各国内及び各国間の不平等を是正する
11 住み続けられるまちづくりを 	Goal 11 【住み続けられるまちづくりを】 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
12 つくる責任 つかう責任 	Goal 12 【つくる責任 つかう責任】 持続可能な生産消費形態を確保する
13 気候変動に具体的な対策を 	Goal 13 【気候変動に具体的な対策を】 気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる
14 海の豊かさを守ろう 	Goal 14 【海の豊かさを守ろう】 持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する
15 陸の豊かさも守ろう 	Goal 15 【陸の豊かさも守ろう】 陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する
16 平和と公正をすべての人に 	Goal 16 【平和と公正をすべての人に】 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、全ての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
17 パートナリーシップで目標を達成しよう 	Goal 17 【パートナーシップで目標を達成しよう】 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化

えびな未来創造プラン 2020 と SDGs の関係

SDGs の前身である MDGs（※31）が開発途上国のための目標であったのに対し、SDGs は、「誰も置き去りにしない」ための世界各国に共通する普遍的な目標であり、本市としても積極的に取り組んでいくべき内容になっています。

そこで、えびな未来創造プラン 2020 では、政策を推進することによって達成に貢献できる SDGs の 17 の目標について整理し、政策ごとに特に関連する目標を SDGs のアイコンで示しています。



※31 国際社会が直面している困難に対して、国際社会全体が 2015 年までの達成を目指す 8 つの目標。目標には、極度の貧困と飢餓の撲滅、初等教育の完全普及、乳幼児死亡率の削減、妊産婦の健康改善、環境の持続可能性確保などがあり、その下には、具体的目標を設定したターゲットや指標などがある。

A romantic scene of a couple sitting closely together on a metal bench outdoors at sunset. The man is holding a smartphone, and both are looking at the screen. The sky is a vibrant mix of orange, pink, and purple. In the background, a tall building and some trees are visible. The overall mood is intimate and peaceful.

IV 計画体系

「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」を実現するために、政策ごとにめざす姿と今後の方針を定め、体系的にまちづくりを推進します。

基本理念	行政分野	政 策
みんなが笑顔 住みやすいまち えびな	1 市民生活 充実して暮らせるまち	1-1 地域社会と市民参加の活性化 1-2 人々が尊重しあう社会の実現 1-3 スポーツ・レクリエーションの振興 1-4 芸術・文化の振興 1-5 地域安全・交通安全の推進
	2 健康・福祉 健やかに暮らせるまち	2-1 健康づくりの充実 2-2 高齢福祉の充実 2-3 地域福祉の充実 2-4 障がい福祉の充実 2-5 子育て支援の充実 2-6 社会保障制度の充実
	3 経済・環境 にぎわいがあり自然に優しいまち	3-1 商工業の振興 3-2 農業の振興 3-3 環境保全及びまちの美化推進
	4 まちづくり 便利で快適に暮らせるまち	4-1 社会基盤の保全・整備 4-2 住みよいまちづくりの推進 4-3 住宅政策・緑化政策の推進 4-4 まちの拠点整備
	5 教育 豊かな学びを育むまち	5-1 ひびきあう教育の実現
	6 消防・防災 安全で安心して暮らせるまち	6-1 消防力の充実 6-2 危機管理対策の推進
	7 行財政運営 かがやきを創造するまち	7-1 経営的な視点に立った行政運営 7-2 持続可能な財政運営
	8 シティプロモーション 新たな発見ができるまち	8-1 シティプロモーションの推進

行政分野別目標

各行政分野別目標の見方

8つの行政分野ごとに
中表紙を設定

各行政分野を一言で表現した文言

各行政分野の全体的な方向性を
示した説明文

各行政分野に位置付けられている
政策



その政策がどの様に「笑顔」に
繋がるかを示したもの

その政策が 10 年後にどのような
姿になっているかを示したもの

その政策に関連した各所管課で
策定している個別計画で、
巻末資料編に掲載

その政策に関連する SDGs の
目標を示したもの



「めざす姿」の丸数字と連携して
おり、それを実現するために
今後の方針を示したもの

市民アンケート調査や
市民ワークショップ等から
いただいた意見を掲載

1

市民生活

充実して暮らせるまち

市民の自発的な活動と、市民が活動しやすい環境づくりを行政が促すことにより、市民と行政が協働して、充実して暮らせる環境を創ります。

全ての市民が平等に生活し社会活動に参加できるように、男女共同参画や人権意識を高めるとともに、地域の歴史、芸術文化や自然環境を体感したり、スポーツ活動に親しむことにより、まちの魅力を再発見できるまちを創ります。

防犯対策・交通安全の推進を図り、市民が安全で安心して暮らせるまちを創ります。

充実した生活を楽しみ、暮らしへの満足を高めることで、市民であることに誇りを持つことができるまちを目指します。



1-1

地域社会と市民参加の活性化



1-2

人々が尊重しあう社会の実現



1-3

スポーツ・レクリエーション
の振興



1-4

芸術・文化の振興



1-5

地域安全・交通安全の推進

地域社会と市民参加の活性化

めざす姿

- ① 各自治会の自主的な地域活動が活発に行われるとともに、市と自治会との協働によって住みよいまちづくりが推進されています。
- ② 都市間交流の充実を図り、多種多様な交流活動が推進されています。
- ③ 世代を超えた交流が図られ、市民一人ひとりが自立し行政参画できるよう、市民と行政の協働事業を推進し、充実した施策推進を市民とともに進めています。
- ④ 市民活動の更なる推進のため、市民の自主的で非営利的な活動を支援するとともに、その活動拠点施設となる「えびな市民活動センター」の効率的運営が推進されています。

関連する
主な個別計画等

■ スポーツ推進計画

関連する SDGs



市民と行政がともに住みよい
まちづくりに取り組んで、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 各自治会の自主的活動を継続して支援し、地域住民の自治意識の向上と自治会の円滑な運営を目指すとともに、誰もが快適な生活を営めるよう、活発な地域交流と市民活動の支援を行うことによって、更なる地域コミュニティの促進と醸成を図ります。(①)
- 姉妹都市(※32)及び災害協定等交流都市(※33)との都市間交流活動を推進します。各都市のPR及び海老名市の物産PRやシティプロモーション活動を推進します。(②)
- 少子高齢化社会の時代に入り、成熟社会(※34)型のまちづくりの推進が必要です。厳しい財政状況が予測される中、豊かな人材育成と、誇れる風土を大切にし、「住みたい住み続けたいまち」の継続が図れるよう、市民参加の拡充を図ります。(③)
- 市民活動や協働のまちづくりの拠点として、自立した市民活動を広くサポートしていきます。また、市民や市民団体による自由な活動、交流、スポーツや健康の増進など、多くの活動に対応できる機能を備えた施設の充実を図ります。(④)

市民の声



- 近所の人達と助け合い協力し合う暮らしをしたい。
- 隣近所の自然なあいさつ、コミュニケーションのあるまちになってほしい。
- 若い人もお年寄りもみんな楽しんで、どの世代も楽しめるまちになってほしい。
- 自治会役員の若返りが必要になる。
- みまわりパトロールで参画できる。(子どもが大きくなってからでも)
- 地域のボランティア活動への参加ができる。

※32 主に国際的な自治体間外交の一形態として、文化交流や親善を目的として提携所の締結など特別の関係を結んだ都市。国内の自治体間でも友好協力関係を示す上で使用する場合がある。

※33 大規模災害発生時に迅速かつ円滑な応援措置を行うことを目的に、食料・飲料水・資機材・車両の提供、職員派遣、一時収容などを支援し合うことを協定した自治体

※34 ハンガリー系イギリス人の電気工学者・物理学者ガボール・デーネシュの著作「The Mature Society. A View of the Future」からの転用語。量的拡大のみを追い求める経済成長や大量消費社会から、精神的な豊かさや生活の質の向上を最優先させるような、平和で自由な社会のこと。

人々が尊重しあう社会の実現

めざす姿

- ① 審議会等への女性の登用が促進されています。
- ② 性別による固定的な役割分担に対する意識改革が推進されています。
- ③ 市民が行政に対して意見を述べ、その意見を反映させることで行政に関心を持つとともに、市民の積極的な行政への参加が図られています。
- ④ 市民の抱える様々な悩みごとを市民相談により解決することで、市民が安全で安心に暮らしています。
- ⑤ すべての人々の多様性が尊重され、性別・性的指向、国籍等の属性に捉われない、相互に共存し得る平和で豊かな社会になっています。
- ⑥ 消費者が啓発や相談等によって得た知識により消費者被害の未然防止を図り、良好な消費生活を送っています。
- ⑦ DV（※35）被害者が安心して相談できる環境が整えられ、緊急時には迅速・確実に保護することにより、安全を確保し必要な支援を受けられる体制が整備されています。
- ⑧ 多くの外国籍住民が「住みたい 住み続けたいまち EBI NA」に安全で安心に暮らしています。
- ⑨ 戦争のない世界の実現に向け、平和への思いが市民に広がっています。

関連する
主な個別計画等

- 男女共同参画プラン
- 平和都市宣言

関連する SDGs



多様性を尊重し
自分らしく生きること
で、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 男女共同参画（※36）社会実現のための啓発に努めてまいります。（① ②）
- 市民の積極的な行政への参加機会を設けるとともに、多種多様化する市民の悩みごとに対して、その解決の一助となるよう、努めてまいります。（③ ④）
- すべての人々の多様性を尊重し、性別・性的指向、国籍等の属性に捉われない社会を目指すため、人権意識の啓発に努めてまいります。（⑤）
- すべての人々が、歴史的、社会的理由により生活の安定・向上を阻害されることのないように啓発に努めてまいります。（⑤）
- 多様化・複雑化する消費者問題から消費者を守っていくために、相談と啓発に努めてまいります。（⑥）
- 配偶者等からの暴力の根絶を図ります。（⑦）
- 外国籍住民が安全で安心に暮らすことができるように、市民との交流機会の提供に努めてまいります。（⑧）
- 「平和都市宣言」（※37）の趣旨を踏まえ、平和の大切さ、重要性を広く啓発するとともに平和意識の高揚を図ります。（⑨）

市民の声



- 外国人に対する日本語教室を充実してほしい。

※35 Domestic Violence の略。配偶者間・パートナー間の暴力を指し、身体的暴力に限らず、精神的、経済的、性的等あらゆる形の暴力が含まれる。

※36 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うこと。

※37 核兵器の廃絶や戦争の終結を訴え、世界の恒久平和を希求する平和都市であることを表明した宣言

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 モーショブ
ン

1-3 スポーツ・レクリエーション の振興

めざす姿

- ① 子どもから高齢者、障がいの有無に関わらず全ての市民が広く参加できる事業を展開しています。
- ② 各種団体等と連携し、「スポーツ」や「レクリエーション」を通じて、市民一人ひとりが心身の健康の保持・増進に取り組むとともに、仲間づくり、地域づくり活動に対して、継続して支援しています。
- ③ 神奈川県と連携し、スポーツ・レクリエーション施設のネットワーク化を推進しています。
- ④ 市民に安全・安心なスポーツ・レクリエーション施設の提供に努めています。



関連する
主な個別計画等

- スポーツ推進計画
- 海老名運動公園再整備計画

関連する SDGs



スポーツやレクリエーションを通して健やかな心と体を育み、みんなが笑顔になります。



1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 シティプロ
モーション

今後の方針

- 「いつでも、どこでも、だれでも」が生涯にわたりスポーツ・レクリエーションに親しめるよう、生涯スポーツ施策の充実を図るとともに、競技スポーツの振興を図ります。(①)
- 各種スポーツ・レクリエーション事業については、常に見直しと市民ニーズを把握し、更なる充実を図ります。(①)
- 各種団体等との協働により市民に気軽にできるスポーツ・レクリエーションの場の提供や指導者の育成を推進します。(②)
- 神奈川県、地域及び各種団体等と連携して、スポーツ・レクリエーション施設のネットワーク化を推進します。(③)
- スポーツ・レクリエーション施設の再整備や各種施設の定期的な修繕等により利便性、施設利用率の向上に繋げていきます。(④)

市民の声

- 家族でリフレッシュできるレジャースポットを充実させてほしい。
- ウォーキングコース、ジョギングコース、サイクリングコース等を整備してほしい。
- シニアスポーツ（ストレッチ、軽い運動、普段動かない筋肉をのばす等）が続けられる環境を充実してほしい。
- スポーツセンターなどが誰でも参加しやすい場所にできたらと思います。



芸術・文化の振興

めざす姿

- ① 市民の自主的・自発的な文化活動を尊重し、支援することにより、芸術・文化の振興が図られ、芸術文化振興指針の実現に寄与しています。
- ② 文化の振興により「心の豊かさ」が生まれ、そこから「感動」と「思いやり」、そして「郷土愛」が生まれ、人と地域が繋がっていくまちづくりに寄与しています。
- ③ 文化施設の長寿命化計画による計画的な改修や修繕、さらには新たな文化ゾーン（※38）の創出により、利便性の向上、芸術・文化等の振興に寄与し、様々な交流が生まれています。



関連する
主な個別計画等

■ 芸術文化振興指針

関連する SDGs



芸術・文化に触れる機会を通して
心の豊かさを養い、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 芸術や文化にふれる機会を大切に、歴史と文化の薫り高いまちづくりを推進します。(①)
- 各種団体等と連携を図り、また市民ニーズを把握し、「発表する場」「体感する場」「学べる場」など、より多くの方が文化芸術活動に参加できるよう、芸術文化事業の見直しを実施し、充実を図っていきます。(②)
- 芸術・文化活動の拠点施設である文化施設を適正に維持管理し、利便性、利用率の向上を図り、芸術・文化の振興に繋げていきます。(③)

市民の声



- 文化活動施設を充実してほしい。
- 文化会館の駐車場の間隔が狭い。舗装してほしい。
- 市民ギャラリーは駐車場が少なく、荷物等の搬出入が不便

※ 38「海老名市立中央図書館」や「海老名市文化会館」などを含むエリアについては、「海老名駅駅間地区地区計画」で既存文化施設と周辺環境との調和を図りつつ、文化施設などを誘導する地区としてC地区と位置付けている。

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 モーショングラフ

地域安全・交通安全の推進

めざす姿

- ① 子どもから高齢者まで幅広く交通ルール徹底や交通マナーの意識が向上し、交通事故件数が減少しています。
- ② 不審者等が入り込めない、犯罪のない安全安心なまちになっています。
- ③ 詐欺電話などによる犯罪件数が減少しています。



関連する
主な個別計画等

■ 神奈川県交通安全計画

関連する SDGs



安心して生活できるように
ルールや助け合いが広まり、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 市民が安心して暮らせるよう、防犯対策・交通安全の推進を図ります。(① ②)
- 市や警察だけでなく、各種団体等が独自に交通安全運動を普及させるとともに、子どもから高齢者までの自転車や歩行者による交通ルールの遵守とマナーを向上させるための施策を進めます。(①)
- 犯罪抑止効果を高めるため、防犯カメラの整備に努めます。(②)
- 地域の交流・活動の充実を図り、詐欺電話などの情報共有や地域の和が広がり、高齢者等が孤立しない助け合いの環境づくりに努めます。(③)

市民の声



- 防犯カメラを増設してほしい。
- 防犯灯を設置してほしい。

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 シティ
モーション
プラン

2

健康・福祉

健やかに暮らせるまち

すべての人が、健やかで自立した生活を送り、生きがいをもって暮らすことができる環境を創ります。

赤ちゃんから高齢者、そして子育てをしている人や、障がいのある人たちにとって優しくあたたかいまちを目指します。

また、誰もがいつでも地域社会に参加できる環境を整えるとともに、支援や介護を必要とする人を地域と行政がみんなで支える、まちを創ります。

さらには、行政と関係団体との連携により保健・医療・福祉に関わるサービスが充実し、誰もが健康で自立した生活を実現します。



2-1
健康づくりの充実



2-2
高齢福祉の充実



2-3
地域福祉の充実



2-4
障がい福祉の充実



2-5
子育て支援の充実



2-6
社会保障制度の充実

健康づくりの充実

めざす姿

- ① 各種団体等との連携により保健・医療・福祉に関わるサービスが充実し、誰もが健康で自立した生活が可能となり、元気にあふれ健康で衛生的な生活が実現しています。
- ② 市民全体が健康的な食生活の重要性を認識し、食への関心が高まっています。
- ③ 感染症が発生した場合の迅速な防疫活動体制が整備され、市民への感染症及び防疫活動に対する知識の普及が進んでいます。
- ④ 生活習慣の改善やこころの健康づくりの支援により、市民の健康増進への行動、健康増進意識が高まっています。
- ⑤ 医療機関への支援とともに隣接市と柔軟に連携を図りながら二次救急（※39）の体制を維持し、市民の医療不安が解消されています。
- ⑥ 各種団体等と協働し、地域の実情に合わせた健康づくりが進んでいます。
- ⑦ 災害時医療コントロールセンター（※40）機能を有する広域医療拠点（※41）が、災害時の市民の健康維持に対応しています。

関連する
主な個別計画等

- 新型インフルエンザ等対策行動計画
- 自殺対策計画

- えびな おいしく 健康づくり方針
- えびな たのしく 健康づくり方針

関連する SDGs



多様な健康づくりを支援して
元気で長生きを実現し、
みんなが笑顔になります。



1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 モーショブ
ン

今後の方針

- 19歳から64歳までの市民に向けた健康づくり活動を実施することで、健康寿命（※42）の延伸を図ります。（①）
- 各ライフステージに応じた食育の推進ができるよう、関係機関等との情報交換や普及啓発活動に取り組みます。（②）
- 保健福祉事務所と連携し、感染症発生時の防疫活動体制の整備を進めるとともに、市民への感染症及び防疫活動に対する知識の普及啓発を進めます。（③）
- 生活習慣病予防に関する事業やこころの健康づくりに関する事業を実施するとともに、各種団体等からの相談等に対応します。また、市民自らが主体的に健康づくりに取り組めるような事業を推進します。（④）
- 医師会が主体となって運営する急患診療所（※43）事業の支援を行います。また、連携しながら二次救急体制を維持していきます。（⑤）
- 各種団体等の健康活動を支援します。（⑥）
- 急患診療所の拠点施設は、計画的な修繕を行い、市の医療拠点としての機能を担っていきます。また、現場の柔軟な発想を尊重し、施設の利便性向上を図ります。（⑦）

市民の声



- がん検診の補助が充実してほしい。
- 病院の数が適切にあるまちになってほしい。
- 健康マイレージと地域クーポンの連動を実現してほしい。
- 女性の検診を充実してほしい。

※39 入院治療や手術を必要とする重症患者に対応する医療
 ※40 災害発生時に、医師や診療所の被災状況の確認や関係機関との連携を図る拠点
 ※41 広域災害時に、市内の病院と協力して医療活動を行う拠点
 ※42 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。
 ※43 急病人の受け入れを行う診療所

高齢福祉の充実

めざす姿

- ① 高齢者支援事業の充実と介護保険制度の円滑な運営が実現しています。
- ② 高齢者が生きがいを持って学び・就業・交流できる活動等が展開され、健康な生活を送るための事業が行われています。
- ③ 関係機関等と地域の連携、地域資源の活用、地域での支え合いの仕組みづくりにより、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が包括的に確保、提供される「地域包括ケアシステム」が深化しています。



関連する
主な個別計画等

■ えびな高齢者プラン 2 1

関連する SDGs



高齢者を地域全体で支え、
高齢者も介護する人も生きがいを感じて、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 地域住民による多様な活動の展開も含め、介護保険制度の適正な運営を行います。(①)
- 高齢者が健康に関して相談できる環境や、生きがいを感じられる場所を整備するための各種事業の充実を図ります。(②)
- 地域で支え合う仕組みづくりや健康で自立した生活を支援する体制づくりを進めていきます。(③)
- 高齢者が地域で安心して暮らし続けていくために関係機関等と地域が連携し、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」を推進します。(③)

市民の声



- 高齢化社会の対応のため地域ごとのシルバーサロンの充実などに取り組んでほしい。
- 高齢者が生きがいを持てる施設を充実してほしい。

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 シティ
モーション
プロ

地域福祉の充実

めざす姿

- ① 各種団体等への効果的な助成や成年後見制度の充実により、地域福祉の推進が図られています。
- ② 「社会を明るくする運動」などの更生保護活動の促進・拡充により、市民の理解と協力のもと、明るく住みよいまちづくりが進んでいます。
- ③ 同和対策事業による啓発事業が進んで意識の向上が図られています。
- ④ 災害弔慰金及び災害障害見舞金を支給することにより、市民の福祉及び生活の安定の一助となっています。
- ⑤ 生活困窮者自立支援の取り組みにより、セーフティネットの充実が図られています。

関連する
主な個別計画等

- 地域福祉計画
- 避難行動要支援者全体計画

■ 成年後見制度利用促進基本計画

関連する SDGs



行政の支援により、
地域福祉が充実し、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 社会情勢の変化や財政状況を考慮しながら、各種団体等に対して、効率的・効果的な助成を行うことにより地域福祉の充実を図るとともに、権利擁護の確立や成年後見制度の充実を図ります。(①)
- 関係機関等との連携をより一層強化することにより、地域社会での更生保護活動の促進を図ります。また、更生保護並びに犯罪や非行の防止活動に対する市民の理解と協力を得るため「社会を明るくする運動」を拡充します。(②)
- 市民生活の安定と福祉の増進に寄与するため、地震、風水害、火災その他異常な自然現象により、市内で発生した災害の罹災者（市民）に対し、見舞金を支給する取り組みを引き続き実施していきます。(④)
- 関係機関等との連携を強化し、生活に困窮する方々への支援を引き続き行います。(⑤)

市民の声



- 誰もが安心して病院や買い物に行くための支援を充実してほしい。

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 シティショブノ

障がい福祉の充実

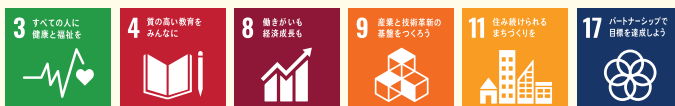
めざす姿

- ① 障がいの有無にかかわらず、誰もが自己決定に基づいて社会に参加し、自己実現を目指す権利を有する主体として尊重され、住み慣れた地域で安心して暮らし続けていける共生社会が構築されています。
- ② 乳幼児期からの各ステージにおける切れ目ない支援体制の構築により、適切な障がい福祉サービスの提供ができるとともに、関係機関等や各種団体等が連携し、社会参加のための支援ができています。
- ③ 多様化する障がい者のニーズを研究しながら、障がいの状況に応じた支援を行うとともに、就労支援の機能強化や社会参加の機会が拡大しています。また、子どもの発達の段階に応じた療育支援や相談支援が進んでいます。
- ④ 障がいのある方に手当を支給することにより、障がいによって生じる特別な負担が軽減されています。
- ⑤ 障がい者医療費の助成により、病気の重篤化を予防し健康が保持されています。

関連する
主な個別計画等

- 障がい者福祉計画
- とともに認め合うまち・海老名宣言

関連する SDGs



障がいがある人が当たり前に
自分らしく生活できるから、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 「ともに認め合うまち・海老名宣言」(※44)を基本理念として、誰もがその人らしく安全・安心に暮らすことができるよう継続した支援を行います。(①)
- 市の障がい福祉の拠点施設を中心として、障がい福祉サービスの事業所が連携をとり合い、乳幼児期から生涯にわたる一体的で切れ目ない支援を行います。(② ③)
- 障がい者の病気の重症化を防止するため、安心して医療を受けることができるよう、経済的負担を軽減します。また、医療の適正受診の啓発を行います。(④ ⑤)

市民の声



- 障がい者が使用できる施設を充実し、1人で外出しやすい環境を整えてほしい。
- 障がい児の療育、教育の受け入れ先が少ない。障がい児の親に対しての情報提供をもっと積極的に行ってほしい。

※44 障がいへのあらゆる差別をなくし、人々が互いに認め合い、支え合えるまちになることを目指し、今後の障がい者施策の基本理念となるもの。

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 シティブロン

2

健康・福祉

2-5

子育て支援の充実

めざす姿

- ① 妊娠・出産から切れ目のない総合的な子育て支援を提供できる体制が整っています。
- ② 保護者は健康で安心して子育てができ、子どもが健やかに育っています。
- ③ 安心して子どもを預けられる教育・保育施設が充実しています。
- ④ 配慮を必要とする子どもと家庭も安心して生活できる環境が整っています。

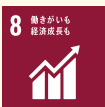


関連する
主な個別計画等

- こども計画
- 公立保育園のあり方

■ HUGHUGえびな宣言

関連する SDGs



地域で育てる環境が整っているから
安心して子育てができて、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- HUGHUGゾーン（※ 45）の各施設が連携しながら、こども計画に基づき、子育てしやすいまち海老名の実現に向け、各種子育て支援事業を展開します。（①）
- 健診や相談等を通じ、子どもの発育や発達状態を確認しながら適切な保健指導を実施するとともに、保護者の育児不安解消に努めます。また、子どもの病気の免疫力を高めるため、効果的な予防接種を実施します。（②）
- 保育需要を見極めながら教育・保育施設の充実を図り、保護者や園児が安心して預けられる・過ごせる環境づくりに努めます。（③）
- ひとり親家庭が安心して生活できるための自立支援を行います。また、子育ての相談機能を充実することで虐待予防を図り、子どもの安全な成長を守ります。（④）

市民の声



- 子育てがよりしやすいまちになってほしい。
- 保育施設・地域活動・（道路・治安を含む）安全などに配慮して、子どもを安心して育てられるまちになってほしい。
- 病児保育（病後児保育では使いづらい）や子育て広場、保育園や学童などの安心して預けられるような場所を増やしてほしい。
- コミセンに放課後ディ、託児室（保育）を作って、安心して預けられる場所を作してほしい。
- ファミサポを充実し、周知して、シングル家庭などにも利用してもらえるように補助してほしい。

※ 45 子ども・子育て関連施策を推進するにあたり、こどもセンターを核とした3施設（こどもセンター・わかば会館・教育支援センター）がー帯となったエリア

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 モーショブロン

社会保障制度の充実

めざす姿

- ① 国民健康保険及び後期高齢者医療の被保険者の健康管理に対する意識や医療費への関心を高め、被保険者の健康増進と医療費の適正化を図っています。
- ② 生活保護がセーフティネットとして適切に運用されています。



関連する
主な個別計画等

- 特定健康診査等実施計画
- 国民健康保険データヘルス計画

関連する SDGs



みんなで支え合う社会保障が
効果的に運用され、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 被保険者に対して、特定健診（※46）等による疾病の早期発見・早期治療事業を実施します。（①）
- 被保険者に対して、医療費通知、ジェネリック医薬品差額通知（※47）等を送付することにより、医療費への関心を高め、医療費の適正化を進めます。（①）
- 生活保護は、景気変動による制度利用者の増減や国の制度改革等に応じ、適切に運用していきます。（②）

市民の声



- 市民の健康を増進し医療費を抑えて、持続可能な社会保障制度にしてほしい。
- 医療費の自己負担を軽くしてほしい。
- 年金受給者が安心して暮らしていける社会を目指してほしい。

※46 40歳から74歳の国保被保険者を対象として、糖尿病や高脂血症などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として、メタボリックシンドロームに着目した検査項目による健康診査。厚労省により平成20年4月から国保等の被保険者に実施が義務づけられた。

※47 ジェネリック医薬品（後発医薬品）とは、先発医薬品（新薬）の特許が切れた後に、先発医薬品と品質・有効性・安全性が同レベルであるものとして厚生労働省の認可のもとで製造・販売される薬のこと。ジェネリック医薬品を使用することにより自己負担額が月300円以上削減できる方を対象に差額が通知される。

3

経済・環境

にぎわいがあり自然に優しいまち

本市の自然、歴史、文化、風土の中で育まれてきた、独自の産業や地域資源を育成するとともに地産地消を推進します。

また、これらを一体的に進め、商工農の連携を強化することで地域ブランド力の高いまちを創ります。

産業経済を振興することによって、新たな企業の立地を促すとともに、雇用の拡大や企業の生産性を高め、地域経済の活性化を図ります。

さらに、市内農業の活性化により、大消費地に近い地の利を活かし、新鮮な農産物の供給や農地がもたらす緑と景観を維持し、自然を感じ、活気にあふれるまちを創ります。

また、環境にやさしい社会を目指し、再生可能エネルギーの導入やごみの排出抑制と減量化をさらに進めるとともに、資源リサイクルが推進できる環境を創ります。

人々が盛んに交流する空間を創出し、にぎわいづくりを進めるとともに、やすらぎのある自然に優しいまちを目指します。



3-1
商工業の振興



3-2
農業の振興



3-3
環境保全及びまちの美化推進



3

経済・環境

3-1

商工業の振興

めざす姿

- ① まちがにぎわい、市民の地元に対する意識が醸成され、全ての市民が「海老名市民」であることに誇りを持っています。
- ② 大型商業施設と商店街が共存共栄し、地域経済が活性化され、にぎわいを創出しています。
- ③ 優良な企業の新規立地と市内企業の再投資が活発に行われることで、雇用を創出し、地域経済が活性化され、持続的に発展しています。
- ④ 勤労者福祉の向上が推進され、雇用が安定しています。
- ⑤ 各種団体等と連携し、市内商工業の活性化が図られています。

関連する
主な個別計画等

- 商工業振興プラン 2020
- えびな元気にぎわい振興計画

関連する SDGs



まちににぎわいが生まれて、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 海老名の魅力を効果的に活用し、集客力を向上させることで、市内経済の活性化とさらなる魅力の向上に努めます。(① ②)
- まちのにぎわいを通じて、地元の魅力を再発見し、海老名市民であることの誇りにつなげます。(①)
- 大型商業施設と商店街がそれぞれの特色を活かし、ともに発展することで、地域経済が活性化し、にぎわいが創出されるよう必要な支援を行います。(②)
- 海老名の地理的特徴や交通の利便性等を強みとした誘致活動を展開し、優良企業の新規立地に取り組みます。(③)
- 市内企業の事業拡大を応援するとともに、生産性の向上に資する投資やビジネス機会の創出等に対して支援を行います。(③)
- 市内の優良な店舗、事業所、従業員、優れた技能者の功績を讃えることにより、商工業の振興と発展、技能水準の向上を図ります。(② ③ ④)
- 勤労者福祉の向上を推進し、雇用の促進・安定を図ります。(④)
- 各種団体等と連携し、本市の産業振興と持続的発展に向けて、多角的なアプローチに努めます。(⑤)

市民の声



- 観光ができるスポットづくりをしてほしい。
- 地域ごとに商店街があるまちになってほしい。
- 海老名のお土産をつくっていった方が良い。
- 地元商品を購入することができる施設をつくってほしい。

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 シティ
モーション
プラン

3

経済・環境

3-2

農業の振興

めざす姿

- ① 農地が持つ多面的機能を維持するとともに、都市近郊である海老名の立地を活かした、生産者や市民にとって魅力ある都市農業が展開されています。
- ② 収益性の高い農業により農業経営が安定し、優良農地が維持・保全され、農業の持続的発展が図られています。
- ③ 農地の集約化や農業基盤整備（※48）の推進により、作業の効率化や省力化につながる農業環境等が維持されています。



関連する
主な個別計画等

- 農業振興プラン
- 農業振興地域整備計画

関連する SDGs



地域の特性を活かした都市農業により、
地産地消が推進され、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 地域の特性を活かした都市農業により、地産地消や食の安全確保などを通じて、生産者のみならず市民が愛着と誇りを持てる農業の推進に努めます。(①)
- 収穫体験や農業体験などを通じて、土や自然とふれあうとともに、農業に対する理解と関心を深めます。(①)
- 農業を取り巻く環境を的確にとらえ、生産者等にとって適切で効果的な施策を行うことにより、農業全体の経営安定や農地の保全・維持を図り、市内農業の持続的な発展を目指します。(②)
- 農業を継続していく上で必要となる、農業用排水路等の施設整備及び維持・補修を行います。また、優良農地内の農地集約化を図ります。(③)

市民の声



- 地元の農産物を買いたい。

※48 農業用排水路などの農産物を生産するための基盤となる施設を整備すること。

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 シティ
モーション
プロ

環境保全及びまちの美化推進

めざす姿

- ① 省エネ化の促進や市民にも太陽光発電施設、電気自動車等が普及するなど、地球温暖化防止に対し個々で取り組む意識が醸成されています。
- ② きれいな空気や水が保たれ、住みよいまちとなっています。
- ③ 市民の動物愛護への意識が高まり、ペットを飼っている人も飼っていない人もお互いに尊重し生活できるまちとなっています。
- ④ 市民・事業者のごみの減量化や資源化に対する意識が高まり、ごみの排出量が削減されています。
- ⑤ ごみ集積所の整理が進み、安全で清潔なまちとなっています。
- ⑥ ひとが多く集まる鉄道駅周辺での路上喫煙を規制し、吸殻ごみの無いきれいなまちとなっています。

関連する 主な個別計画等

■ 環境基本計画
■ 地球温暖化対策実行計画
■ 緑の基本計画

■ 森林整備計画
■ 一般廃棄物処理基本計画
■ 分別収集計画

■ 大和高座ブロックごみ
処理広域化実施計画
■ 大和・高座地域循環型
社会形成推進地域計画

関連する SDGs



環境に配慮してきれいで
快適なまちに暮らせるから、
みんなが笑顔になります。



1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 シティ
モーション
プラン

今後の方針

- 環境にやさしい社会を目指し、再生可能エネルギー（※ 49）の普及や廃棄物の適正処理、ごみの減量化・資源化等の推進を図ります。（① ④）
- 地球温暖化をはじめとした環境問題について個々の問題と捉えることができるよう、市民の環境意識の高揚と環境配慮行動を促進します。（①）
- 環境マネジメントシステムを適正に運用し、市の事業から生じる環境負荷を可能な限り抑制します。（①）
- 大気や水質等の環境監視や公害発生原因者への改善指導を行い、良好な生活環境を保全します。（②）
- 飼い主のマナーアップを図るため定期的な啓発を行うとともに、動物愛護団体等による野良猫の不妊去勢手術活動（TNR 活動）を支援し、人と動物が共生できるまちづくりを進めます。（③）
- 海老名市、座間市、綾瀬市、高座清掃施設組合（※ 50）で策定した「一般廃棄物処理基本計画」に基づき、適正に廃棄物の処理を行います。（④）
- 事業系ごみの排出量を削減するため、排出事業者に対する指導を強化するとともに、削減に向けた周知や啓発を行います。（④）
- 家庭から出るごみ（燃やせるごみ、燃やせないごみ）の排出量を削減するため、家庭系ごみの一部有料化や戸別収集により、市民のごみの分別意識の向上を図ります。（④ ⑤）
- 鉄道駅周辺の路上喫煙を規制するため、パトロールや違反者に対する指導を実施するとともに、喫煙者への配慮についても検討します。（⑥）

市民の声



- スマートシティの実践が進んでほしい。
- クリーンエネルギーが活用されたまちになってほしい。
- 家庭ごみを減らす（リサイクル・リユース）ことに取り組みたい。

※ 49 エネルギー源として持続的に利用することができると認められるものであり、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのこと。

※ 50 ごみ処理のため、昭和 38 年に海老名市・座間市・綾瀬市が共同で設立した組織。

4

まちづくり

便利で快適に暮らせるまち

「住みやすいまち」を形成するために、子どもと安心して遊びに行けるなどやすらぎのある公園や、緑に囲まれた潤いのある快適な住環境を充実させ、都市生活を維持する社会基盤を保ちながら、自然と都会の調和のとれた計画的なまちを創ります。

県央地域の交通拠点として、鉄道、高規格幹線道路などの恵まれた広域交通利便性のさらなる向上を図るとともに、バスなどの公共交通網の充実により、誰もが便利で快適に利用できる交通環境を創ります。

道路や交通網の整備とともに、発展著しい鉄道駅中心地区の開発を進めることで、地域の経済成長をけん引し、人々が出会い・交流できる、にぎわいの中心拠点の機能が充実したまちを目指します。



4-1

社会基盤の保全・整備



4-2

住みよいまちづくりの推進



4-3

住宅政策・緑化政策の推進



4-4

まちの拠点整備

社会基盤の保全・整備

めざす姿

- ① 道路施設等の適正な管理により市民の快適な住環境を保全しています。
- ② 市内で進められている神奈川県による事業の整備効果が表れています。
- ③ 道路新設や現道拡幅の整備、緊急車両等の通行が困難な道路の解消、踏切事故減少が図られています。
- ④ 地区幹線道路（※51）における交通渋滞の解消及び市内の円滑な交通環境の提供や歩行者が安全で快適に利用できる歩行空間を提供しています。
- ⑤ 広域幹線道路網（※52）を充実することで、交通渋滞の解消が進んでいます。
- ⑥ 公共下水道施設の適正な維持管理を行い、将来的にも持続可能な施設となっています。
- ⑦ 公共下水道の着実な整備により、河川等の公共用水域の水質保全が図られています。

関連する
主な個別計画等

- 都市マスタープラン
- 道路交通マスタープラン
- 下水道総合計画
- 公共下水道総合地震対策計画

- 污水处理整備計画（アクションプラン）
- 公共下水道管路施設ストックマネジメント基本計画
- 橋りょう寿命化修繕計画

- 大型カルバート長寿化修繕計画
- 舗装維持管理計画
- 道路照明灯維持管理計画
- 雨水管理総合計画

関連する SDGs



暮らしに欠かせない道路などが、適切に維持管理されているから、みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 道路施設等については、個別計画に基づき継続的に維持管理を図ります。また、道路用地についても適切な管理を行っていきます。(①)
- 地域ボランティアなど市民と行政との協働による維持管理の推進を図ります。(①)
- 緊急時や災害時等における道路機能の早期回復、適正な保全のための体制強化を図ります。(①)
- 災害時の復旧活動に重要な土地の境界や権利関係の明確化を図るため、今後も地籍調査を進めていきます。(①)
- 神奈川県に対して、道路、河川の事業促進の要望を行っていきます。(②)
- 狭あい道路(※53)の拡幅改良、危険な踏切道の解消、交通ネットワーク(※54)・広域幹線道路網の整備促進、機能を有していない道路用地の適正な維持管理などを通じて、住環境の向上並びに安全で安心して利用できる道路を提供します。(③④⑤)
- 道路・下水道等の都市基盤整備の推進を図ります。(③～⑦)
- 公共下水道施設の維持管理に必要な点検、調査及び修繕を行います。(⑥⑦)
- 河川等の公共用水域の水質保全を図るため、汚水等の排除による生活環境の改善、雨水の排除による浸水の防除及び汚水処理など、公共下水道の着実な整備を行います。(⑦)

市民の声



- 安心して通行できる歩道・車道にしてほしい。
- 市内の渋滞を解消してほしい。
- バリアフリーで歩きやすいまちになってほしい。
- 自転車が走りやすいまち(自転車レーンなど)になってほしい。

※51 居住環境地区の外周を構成する、幅員約9～20mの道路
 ※52 高規格幹線道路、一般国道、主要地方道で構成される道路ネットワークのこと。
 ※53 幅員4m未満の道路
 ※54 各種の交通機関が発達して、網の目のように縦横に通じていること。

4 まちづくり

4-2 住みよいまちづくりの推進

めざす姿

- ① 海老名駅北口周辺まちづくりについては、地元のまちづくり団体が組織化され、市民協働のまちづくりが進められています。
- ② 海老名駅の東西が一体となった新たなにぎわいのある空間創出、生活環境の改善が図られる具体的な取り組みが動き出しています。
- ③ 人口減少社会に備えた取り組みとして、まちの魅力や利便性の向上を図るための拠点整備や誰もが利用しやすい地域公共交通（※55）の確保維持等の身近な環境整備が進められています。
- ④ 景観形成に係る意識が向上し、市民、事業者、行政との一体的な取り組みが進み、市民協働での良好な景観形成が図られています。
- ⑤ 利用者が安全・安心して利用できる駐輪場となっています。
- ⑥ 放置自転車等がなく、通行障害のない快適で安全な都市空間となっています。
- ⑦ 空き家等は個人の財産であることから、所有者・管理者の責任を明確にし、管理が不十分な不動産においては、適正な管理が図られています。
- ⑧ 駅前広場等の都市基盤整備や商業の活性化等、良好な住環境が整備されています。
- ⑨ 交通結節点（※56）である海老名駅の駅利用者の混雑緩和、利便性の向上を図ることで、まちのにぎわい創出に寄与する駅前空間が実現しています。
- ⑩ 相模鉄道海老名駅の改良整備により、駅周辺の回遊性が一段と向上し、便利で快適な環境と活気に溢れた駅前となっています。
- ⑪ 既成市街地（※57）と調和のとれた良好な環境が創出されています。
- ⑫ 駅間開発等により居住者及び来街者が増加し、にぎわいと活気、笑顔のあふれるまちとなっています。

関連する 主な個別計画等

- 都市マスタープラン
- 住宅市街地の開発整備の方針
- 住宅マスタープラン
- 道路交通マスタープラン
- 都市再開発の方針
- 空き家等対策計画
- 立地適正化計画
- 景観推進計画
- 公共サインガイドライン
- 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 地域公共交通計画

関連する SDGs



快適で住みやすいまちになって、
さらに人が集まり、
みんなが笑顔になります。



1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 モーショブロン

今後の方針

- 海老名駅北口周辺まちづくりについて、地権者、事業者等で構成する組織によるまちづくりを促進します。(① ②)
- 人口減少を迎える中、長期的な視点に立った都市の将来像を計画に位置付け、まちの魅力・生活利便性の向上や、地域公共交通の確保維持を図るための施策を展開することで、持続可能な成熟都市を目指します。(③)
- 良好な景観形成の実現を図るためには、市民、事業者、行政が意識を共有して一体的に取り組むことが必要であることから、地区景観協議会の設立や市民提案による景観まちづくり地区の指定がなされるなど、景観に関する啓発、支援、規制等に関する施策を充実させます。(④)
- 適切な施設の維持管理を進めるとともに、指定管理者による民間のノウハウを活用した施設運営を継続します。(⑤)
- 放置自転車等の対策を行い、放置自転車等の減少に努めるとともに、撤去自転車等の適切な管理を行います。(⑥)
- 不動産事業者と空き家等の情報共有や連携等を図り、その対応についての解決策を図ります。(⑦)
- 地域の生活及び交流拠点である、鉄道駅周辺において、地域の課題を解消し、利便性や安全性等の向上を図ります。(⑧ ⑨)
- 交通結節点及び中心市街地としての強化を図り、駅周辺の渋滞解消及び来街者等の回遊性の向上を図ります。(⑧ ⑩)
- 市計画に関する新たな情報収集や県及び近隣市町村等との連絡調整を行い、都市計画全般に関する円滑な事業推進に努めます。(⑧ ⑪ ⑫)
- 都市計画審議会において、都市計画やまちづくり条例等に関する事項について、広い見地からの公正かつ専門的な意見を伺い、市の発展に繋がります。(⑪)
- 市役所周辺において、土地区画整理事業(※ 58)に対する必要な支援を行うとともに、民間開発等を促進し、既成市街地と調和のとれた良好な環境づくりを図ります。(⑪)

市民の声



- 景観を損なわない、駅前の開発と地域の自然のどちらもあるまちづくりを行ってほしい。
- 持ち主不明等の空き家に対する解決策を講じてほしい。

※ 55 鉄道・バス・航空路・フェリーなど、地域住民が利用する公共交通機関

※ 56 鉄道やバス等の様々な交通手段を結びつけ、相互の円滑な利用を促す「交通結節機能」を担う、鉄道駅やバスターミナル、インターチェンジ等のこと。

※ 57 東京都及びこれと接続する重要な都市を含む区域のうち、産業及び人口の過剰の集中を防止し、かつ、都市の機能の維持及び増進を図る必要がある市街地の区域で、政令で定めるもの。

※ 58 道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。公共施設が不十分な区域では、地権者からその権利に応じて少しずつ土地を提供してもらい、この土地を道路・公園等の公共用地が増える分に充てる他、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業制度がとられている。

住宅政策・緑化政策の推進

めざす姿

- ① 市営住宅への入居を希望する市民等が満足できるような市営住宅が設置されています。
- ② 新規住民獲得策のみならず既存住民からも理解を得られるような住宅施策が実施されています。
- ③ 多くの世代の人に親しまれる憩いの場・自然とふれあえる場としての公園が整備されています。
- ④ 身近な緑の保全・創造のため、緑に恵まれ、美しい景観が持続されています。



関連する
主な個別計画等

- 市営住宅等長寿命化計画
- 公園施設長寿命化計画
- 住宅マスタープラン
- 緑の基本計画
- 森林整備計画
- マンション管理適正化推進計画

関連する SDGs



住宅と緑をバランスよく配置して
緑ある生活を実現し、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 限られた公営住宅に加え、民間賃貸住宅などの利用について、住宅セーフティネット（※ 59）への対応を研究します。（①）
- 借上型市営住宅については、人口動向、市民ニーズを的確に把握し、借上型市営住宅のあり方を明確にしていきます。（①）
- これまで実施してきた住宅政策の検証を行い、さらなる定住促進につながる住宅政策を研究します。（②）
- マンションの住宅設備や資産価値等の維持向上に向け、マンションの適切な維持管理を促進する取組を推進します。（②）
- 市民が安全で使いやすい公園を維持します。また、安全性を向上させ、さらにより多くの世代の人に親しまれる憩いの場としての公園機能について研究します。（③）
- 市有緑地について適切に管理します。民有緑地については、所有者等の支援などを継続し、樹木や緑地の保全を図ります。（④）
- 緑の基本計画の内容と整合した施策を実施していきます。また、各種団体等に対する支援及び市民参加の啓発を行います。（④）

市民の声



- 街路樹の整ったまちになってほしい。
- 神奈川で 1 番住みやすいまちになってほしい。
- 緑の多い公園を充実してほしい。

※ 59 住宅市場の中で独力では住宅を確保することが困難な者が、それぞれの所得、家族構成、身体状況等に適した住環境を確保できるように配慮した様々な仕組みのこと。

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 モーショ
ン・シ
ン・プ
ロ

4

まちづくり

4-4

まちの拠点整備

めざす姿

- ① 海老名駅東西地域間を結ぶ道路網の充実により、渋滞の解消や歩行者が安全で快適に利用できる交通環境が実現しています。
- ② 海老名駅自由通路は、駅の東西を結ぶ通路として、にぎわいにあふれた安全で快適な歩行空間となっています。
- ③ 厚木駅やさがみ野駅周辺においては、駅前広場を中心とした都市基盤が整備されているとともに、都市機能が集積し、地域の中心を形成する地区となっています。
- ④ 生活拠点については、日常的な暮らしに必要な諸機能が集積し、利便性の高い地区となっています。

関連する
主な個別計画等

- 都市マスタープラン
- 立地適正化計画

関連する SDGs



まちの顔である駅周辺の利便性が
高まるから、活気があふれ、
みんなが笑顔になります。



1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 モーショブロン

今後の方針

- 海老名駅周辺のまちづくりや新市街地整備等を行うとともに、にぎわいと活力ある元気なまちづくりを進めます。(①)
- 海老名駅周辺の地区幹線道路網、自転車利用環境の提供及び歩行者ネットワーク（※60）を構築します。(①)
- 海老名駅自由通路の適正な維持管理を行うとともに、指定管理者による民間のノウハウを活かした運営を行います。(②)
- さがみ野駅周辺について、駅前広場を中心とした基盤整備の検討を進めるとともに、地域交流拠点に相応しいまちづくりを促進します。(③)
- 既存の都市機能を活かしながら、地域特性を踏まえ、日常的な暮らしを支える拠点づくりを進めます。(④)

市民の声



- 海老名駅周辺部を安全で快適な歩行空間としてほしい。

※ 60 歩行空間が整備され、縦横に通じていること。海老名市においては、海老名駅東口と西口エリアの自由通路がつながることで、東西を一体的に回遊できる歩行空間を整備し歩行者ネットワークを形成した。



5 教育

豊かな学びを育むまち

本市の21世紀の教育理念「ひびきあう教育」のもと、子どもたちの「しあわせ」、家庭・学校・地域の「しあわせ」を目指します。

本市の学校教育の方針「えびなっ子しあわせプラン」に基づき、えびなっ子の今と将来のしあわせのために、義務教育9年間で確実に「学力」「集団力」「健康安全力」を身につけることを目指し、「授業改善」「新たな教育課程」「小中一貫教育」「コミュニティスクール」の3つを重点に学校教育に取り組みます。

子どもと大人がともに成長する社会の実現を目指し、図書館の進化、文化財の積極的な活用、生涯学習の充実などに取り組みます。

新たな学校施設への取り組みを進めるとともに、子育て環境の充実を図ります。

これらの取り組みを通じ、「しあわせをはぐくむ教育のまち」海老名を実現いたします。



5-1

ひびきあう教育の実現

5 教育

5-1

ひびきあう教育の実現

めざす姿

- ① 学校施設の再整備などを通じ、子どもたちが安全で快適な学校で学習できるような教育環境の維持向上が図られています。
- ② 児童生徒の安全安心及び学力向上に向け、市費で教職員を配置することにより、学習環境の充実が図られています。
- ③ 地産地消で安全安心かつ、栄養バランスのとれた美味しい給食が提供されています。
- ④ 学習指導要領（※61）の改訂内容を踏まえ、ICT 機器の活用による児童生徒の情報活用能力の育成が図られています。
- ⑤ 教職員の主体的な研究活動を支援するとともに、教職員に対する効果的な研修を実施することにより、教育指導・支援の充実が図られています。
- ⑥ 児童生徒の英語による自己表現力や、コミュニケーション能力を伸ばし、グローバル化に対応できる人材を育成しています。
- ⑦ 「小学校・中学校のつながり」「地域・学校のつながり」が充実し、子どもの豊かな「学び」「育ち」が図られています。
- ⑧ 支援を必要とする児童生徒が、安心して、充実した学校生活を送れるよう、支援体制の整備・充実が図られています。
- ⑨ 学校は、乳幼児から高齢者まで集い、学ぶことのできる、地域コミュニティの拠点施設となっています。
- ⑩ 図書館は、子どもから大人まで、多くの市民が集う「学び」と「コミュニティ」の拠点となっています。
- ⑪ 子どもたちの社会教育活動の充実を図るため、補助支援を継続しつつ、自発的な活動を支援しています。
- ⑫ 市民の自己啓発を通して生きがいを持ち、交流の場が図られています。
- ⑬ 学童保育のニーズは、今後も増加が見込まれるため、受け入れ先の確保ができるよう支援を行っています。
- ⑭ 市民にとって開かれた教育委員会になっています。
- ⑮ 温故館や相模国分寺跡などは、海老名駅北口などからのアクセス向上や、内容の充実により、海老名の歴史・文化財の情報発信拠点となっています。
- ⑯ 誰もがいつでも必要な資料を閲覧できるように、歴史資料のデジタル化や積極的な公開を継続しています。

関連する
主な個別計画等

- 教育大綱
- えびなっ子しあわせプラン

- 社会教育計画
- 学校施設再整備計画

関連する SDGs



地域とのつながりのなかで教育を行い、
生涯学べる場所があるから、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 学校施設の整備にあたっては、人口動向や社会情勢等を的確に見極め、統廃合、複合化、多機能化等に取り組みます。また、学校施設再整備計画については、一定の周期で見直しを図ります。(① ⑨)
- 弁護士による法律相談や、効果的な非常勤講師の配置により、いじめ等に対する適切な体制を確保します。(②)
- 効果的な非常勤講師の配置により、指導体制の充実や、教育的な課題解決を図ります。(②)
- 学校給食のあり方について、検討委員会を立ち上げ、今後の方向性を定めます。(③)
- 教員の専門性や指導力を高めるとともに、多様化する教育課題などに対応するため、効果的な研修体制や支援体制を整えます。(④ ⑤)
- 教職員の自主性と質の向上及び各校の特色ある学校運営等を実践するための補助を行います。(⑤)
- ネイティブ(※62)な英語に慣れ親しむとともに、コミュニケーション能力の向上に向けて、外国人英語指導講師による教育支援を充実し、英語教育を推進します。(⑥)
- 各学校・地域の特色を活かして、小中一貫教育や海老名型コミュニティ・スクール(※63)を推進します。(⑦)
- 補助指導員(※64)等、専門性の高い職員を派遣し、一人ひとりのニーズに応じた支援を行います。(⑧ ⑪)
- 学校に心理の専門家等を派遣し、教育相談体制の充実を図ります。(⑧)
- 子どもの学習支援を通じて、高校等の進学や社会的自立を促し、将来の貧困連鎖からの脱却を目指します。(⑧)
- 指定管理者と協力し、市立図書館の管理運営を進化させます。(⑩)
- 多くの市民の意見を聞いて、「まな BINA」(※65)の講座の充実・向上を図ります。(⑫)
- ニーズに応じた学童保育の確保や安定的な運営のための支援を図ります。(⑬)
- 教育委員会会議や総合教育会議などの資料・議事録等をホームページに適宜公開し、市民に開かれた教育委員会にします。さらに、首長との連携強化による円滑かつ柔軟な教育行政を推進します。(⑭)
- 相模国分寺跡を中心に整備・活用を進めます。(⑮)
- 温故館の展示や情報発信の取り組みを継続するとともに、電子化による歴史資料や文化財の公開を進めます。(⑯)

市民の声



- 小中一貫、小中統廃合、英語教育など推進してほしい。
- 高齢者と小学生などの交流、世代間のコミュニケーションの場づくりを進めてほしい。
- 理想の教育の実践に向け、考え方を教えた方がよい。
- 学童保育の充実を図ってほしい。
- 公立中学校給食の充実を図ってほしい。
- 生涯学習の講習会や教室など考え増やしてほしい。
- 文化財の公開を継続してほしい。

※ 61 どの学校でも一定の教育水準が保てるよう、文部科学省が定めている教育課程の基準

※ 62 ネイティブ・スピーカー(母語話者)のこと。土地の人及びある言語を母語とする人のこと。

※ 63 地域住民が参画する学校運営協議会制度

※ 64 小中学校で通常学級に在籍する児童生徒への個別指導等を行う海老名市の非常勤職員

※ 65 海老名市教育委員会において、社会教育の視点から市民の交流の場、学びの場として行っている講座

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 モーショブロン

6

消防・防災

安全で安心して暮らせるまち

地震や火災、大規模化している豪雨などの災害が発生した際に的確に対応できるよう、消防・防災設備の充実したまちを創ります。

消防・防災には地域住民の主体的な活動や要配慮者の安全確保など地域の普段からの見守りが重要となることから、危機意識を市民で共有できるように啓発活動を進めるとともに、地域住民の自主的な活動の支援を図ります。

また、災害に強い消防・防災施設、さまざまな災害に対応できる消防・防災のための車両、資機材等の整備・維持を行い、市民が安全で安心して暮らせるまちを目指します。





6-1
消防力の充実



6-2
危機管理対策の推進



6

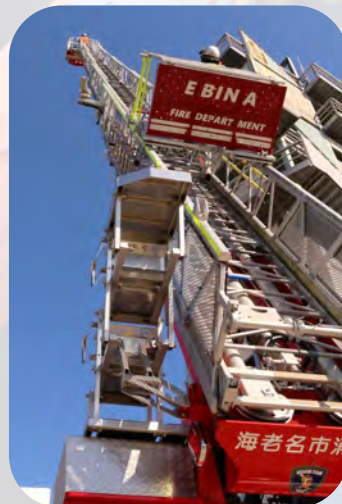
消防・防災

6-1

消防力の充実

めざす姿

- ① まちづくりの進展とともに複雑多様化する消防対象物の火災を予防しています。
- ② 高度な教育・訓練を受けた消防隊員・救急隊員・救助隊員が市民の安全・安心を守っています。
- ③ 消防団は、地域防災力の中核として活躍しています。
- ④ 災害に強い消防施設、あらゆる災害に対応できる消防車両、資機材等の整備・維持を行い、安心して暮らせるまちとなっています。
- ⑤ 近隣市との連携協力が強化されることにより市民サービスの向上が図られています。



関連する
主な個別計画等

■ 県央東部（大和市・海老名市・座間市・綾瀬市）消防連携・協力実施計画書

関連する SDGs



災害に対応できる体制があるから、
 安心な暮らしが確保でき、
 みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 的確な行政指導と査察の強化により、防火管理の徹底を図り、火災予防の普及を増進します。(①)
- 高度な知識・技術を有した隊員を養成します。(②)
- 災害現場の最前線で活動する隊員の安全管理を図ります。(②)
- 消防団の活動をサポートし、計画に基づき資機材の整備や訓練を行います。(③)
- 団員やその家族のために福利厚生充実を図り、入団しやすい環境を整えます。(③)
- 消防庁舎、消防団器具置場及び消防車両を維持管理し、確実な出動体制を維持します。(④)
- 複雑多様化する災害を想定した資機材を整備します。(④)
- 海老名市、大和市、座間市及び綾瀬市の枠組みを基本とし、消防の連携・協力体制を推進します。(⑤)

市民の声



- 防災に関する整備を継続的に行ってほしい。

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 モーショブロン

6

消防・防災

6-2

危機管理対策の推進

めざす姿

- ① 危機管理体制の整備及び市民・事業者等の防災対策への意識啓発の更なる充実が図られています。
- ② 防災設備等の整備をするとともに、維持管理を適切に行うことで、更なる防災・減災対策力の強化が図られています。
- ③ 市と市民・事業者等の協働による災害時協力制度及び自主防災組織の結成・訓練等の促進により、地域防災力の充実が図られています。
- ④ 地震発生前後の対策推進により、さらなる地震防災の充実が図られています。



関連する
主な個別計画等

- 危機管理基本方針
- 危機管理計画
- 地域防災計画
- 耐震改修促進計画
- 国民保護計画
- 国土強靱化地域計画

関連する SDGs



防災のために事前に対策し地域で
協力して、安全が確保され、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 危機事象が発生又は発生するおそれがある場合において、市民の生命、身体及び財産に及ぼす被害等を未然に防止するとともに、被害を最小限にとどめられるよう危機管理対策の強化を図ります。(①)
- 都市化の発展、生活様式の変化等に応じ、情報伝達設備等の構築及び適切な維持管理を図り、防災・減災対策の強化を図ります。(②)
- 避難所等の予定施設内に防災備蓄倉庫等を設けることで、備蓄物品等の適正管理及び搬出等の効率化を図ります。(②)
- 自助・共助・公助の役割を明確にし、自主防災組織等を中心とした地区防災計画や要配慮者利用施設の避難確保計画の推進を図ります。(③)
- 大規模災害に備え、住宅・建築物の耐震化・建替えの促進など、地域の防災向上に関する取組を推進します。(④)
- 木造住宅等の耐震性の向上や、地震による被災建築物の被害調査を行う体制づくりを図ります。(④)

市民の声



- 災害に強い、防災に強いまちになってほしい。
- 学校での防災活動への支援や地域との連携を進めてほしい。
- 市民講座や防災の体験などで行政が市民の防災意識をさらに高めてほしい。

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 シティ
モーション
プラン

7

行財政運営

かがやきを創造するまち

多様化する市民ニーズに適切に対応するとともに、本市の未来に対して責任を持ち、堅実で透明性の高い行政を目指します。

社会経済情勢の変化や少子高齢社会の到来などによる、厳しい財政状況を克服していくため、事業の効率化・民間活力の活用など、コスト削減のための様々な工夫により、健全で持続可能な行財政運営を推進します。

また、公共施設の再編を推進し、適正な施設運営を実現するとともに、広域的な行政課題に対しては、近隣自治体と調整、連携を図り、効率的な市政運営を行い、市民サービスの維持・向上を図ります。



7-1

経営的な視点に立った行政運営



7-2

持続可能な財政運営

7

行財政運営

7-1

経営的な視点に立った行政運営

めざす姿

- ① 市民サービスの維持・向上を図るため、適正な規模の職員数で職務が執行されています。
- ② 市の情報システムやデータをクラウド環境（※ 66）で管理し、運用されています。
- ③ AI（※ 67）（人工知能）やIoT（モノのインターネット）の技術を活用し、行政サービスが効率的に運用されています。
- ④ 時代の潮流に合わせた政策や施策の実現に向け、行政評価制度（※ 68）を活用し、必要な見直しや企画提案がなされ、本市が目指すべき方向へ着実に進んでいます。
- ⑤ 広域的な行政課題に対し、近隣自治体との調整、連携が図られ効率的な市政運営を行っています。
- ⑥ 公民連携によって民間活力の活用がより進み、効果的な公共サービスが図られています。
- ⑦ 入札結果を検証しながら、各種法令・基準の改正などを考慮し、地域経済の活性化と品質が確保された地域特性に合った入札契約制度や検査体制が構築されています。

関連する 主な個別計画等

- えびなみらい定員管理計画
- 人口ビジョン
- 特定事業主行動計画

- 行政改革指針
- DX 推進計画

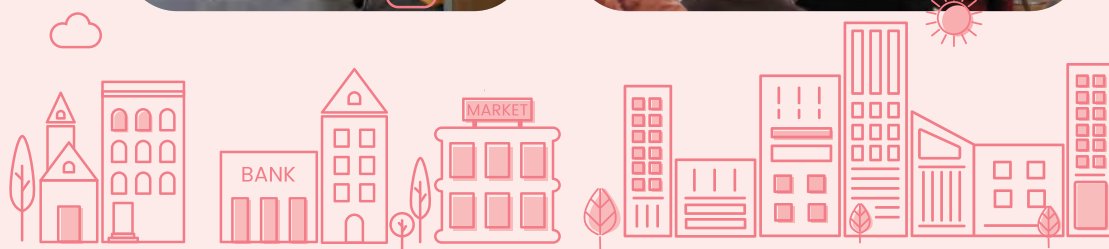
- 内部統制に関する基本方針

- かがやき持続総合戦略

関連する SDGs



効率的な行政運営により、
行政サービスが向上し、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 地方公務員法の規定に基づく勤務条件を確立するとともに、人口の増減やそれに伴う業務の質・量の変化に機動的かつ弾力的な定員管理を行います。(①)
- システムのクラウド化を進め、住民サービスに直結する20業務システムについては標準化システム(※69)へ移行し、ガバメントクラウド(※70)上で運用していきます。(②)
- AIなどの技術を自治体業務に活用し、デジタル・トランスフォーメーション(DX)を推進することで、誰一人取り残されない、人に優しいデジタル化を目指します。(③)
- 現状の一步先を見据えた情報の収集や分析を行うとともに、効果的に機能する行政評価制度を構築することで市民サービスの向上に努めます。(④)
- 業務の効率的かつ効果的な遂行や、財務報告の信頼性確保のため、内部統制制度を定め、市民から信頼される行政運営を行います。(④)
- 近隣市町村等と情報共有等を行い、必要に応じた調整、連携等を図っていきます。(⑤)
- 公民連携による民間活力の活用等も含め、常に効果的な公共サービスを意識し、情報収集、研究に努めます。(⑥)
- 入札参加者の状況や落札率、周辺自治体の状況のほか、各種法令・基準の改正など国の動向を注視し、社会情勢や背景に対応した透明性・公平性の保たれた入札契約制度や検査体制を構築していきます。(⑦)

市民の声



- 理想のまちづくりには市職員も市民も一体となって取り組んでほしい。
- 高齢者ボランティアグループを組織し、機能的に運用した方が良い。
- 行政と市民のコミュニティサイトを開設してほしい。
- ITの活用を進めてほしい。

※ 66 データサービスやインターネット技術等が、ネットワーク上にあるサーバー群(クラウド)にあり、「どこからでも、必要な時に、必要な機能だけ」利用することができる新しいコンピュータ・ネットワークの利用形態

※ 67 Artificial Intelligence の略である。人工的な方法による学習、推論、判断等の知的な機能の実現及び人工的な方法により実現した当該機能の活用に関する技術のこと。

※ 68 行政運営の改善につなげることを目的とした、行政活動の目的を明確化して、活動の結果や成果について一定の基準・視点に沿って評価する制度

※ 69 「地方公共団体情報システムの標準化に関する法律」によって定められた、国が指定する標準化基準に適合する情報システム

※ 70 国が基準を定め構築した、各府省や自治体が利用する共通のクラウド環境

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行政運営

8 モーショントラッキング

7-2 持続可能な財政運営

めざす姿

- ① 自主財源の確保を図り、健全で安定した財政基盤が確立されています。
- ② 納税者の利便性が高く、効率的な納税サービスが確立されています。
- ③ 税の制度改正に基づき、多様な働き方に対応するための各種控除の見直しが行われ、また、社会保障制度、労働政策等の面を含め、総合的な取り組みが進められています。
- ④ 公共施設の再編が進み、無駄のない適正な施設運営が実現されています。

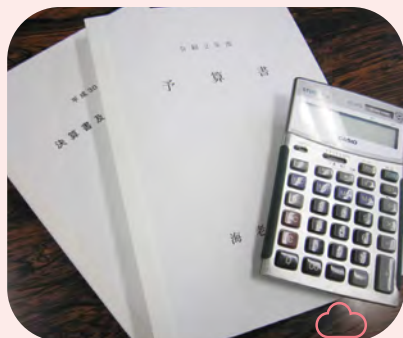
関連する
主な個別計画等

- 未来創造財政ビジョン
- 公共施設再編（適正化）計画

関連する SDGs



持続可能な財政運営により、
将来にわたって安心でき、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 税収の増加につながる施策に取り組むとともに、歳入確保や歳出抑制を図りながら、安定的な財政基盤の構築に努めます。(①)
- 基金の積極的な積み立てと適切な活用にも努めるとともに、新規の市債発行額を抑制するなど市債残高の縮減に努め、公債費負担の適正化を図ります。(①)
- 多様な納税手段の確立の向上や納税管理システムの整備により、効率的な納税管理を行い、収納率の向上に努めます。(②)
- 税の制度改正に的確に対応し、複雑な税のしくみについて、理解しやすい説明を行っていくとともに、適正かつ公平な賦課業務を行います。(③)
- 公共施設の配置や規模の見直しを図るとともに、必要となる将来費用の負担軽減に取り組めます。(④)

市民の声



- これから先も安心して暮らしていけるように健全な行財政運営を続けてほしい。

1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 シティプロ
モーション

8

シティプロモーション

新たな発見ができるまち

本市は圏央道海老名インターチェンジを抱えるとともに、鉄道3線が乗り入れているなど、交通の要衝として利便性の高いまちです。また、海老名駅を中心としたにぎわいづくりに脚光が集まる中、まちとしての魅力は高まっており、この魅力にさらなる磨きをかけて、多くの人が訪れたいと思えるまちを創ります。

訪れるほどに楽しいだけでなく、自然と都市といった美しいまちの調和を体感できるとともに、いつも新たな発見ができるまち「海老名」を発信していきます。

「住みたい 住み続けたいまち 海老名」を実現するために「みんなが笑顔」で「住みやすい」まちへと、魅力が高まる取り組みを進め、市民が誇れるまちを創り、「えびな」の魅力を市内外に発信します。

2019年10月26日

海老名市親

EB



8-1

シティプロモーションの推進



えびな

8
シティ
プロモーション

8-1

シティプロモーションの推進

めざす姿

- ① 海老名市の恒久的かつ統一したスローガンである「住みたい 住み続けたいまち 海老名」を実現するために、「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」の魅力をさらに高めて発信し、市への愛着と誇りの醸成、まちのイメージ向上、転入・定住人口の増加を目指し、シティプロモーションを推進しています。
- ② 情報発信力の強化を図り、広報誌や報道機関を通じて各種市政情報を市内外に適時・的確に周知しています。
- ③ ホームページやSNSなどを積極的に活用し、市内外に情報を発信することで、市の認知度向上及び市民への愛着と誇りの醸成が図られています。
- ④ 民間と連携し、ターゲットに応じたPR手法により、海老名市の魅力を市内外に発信しています。

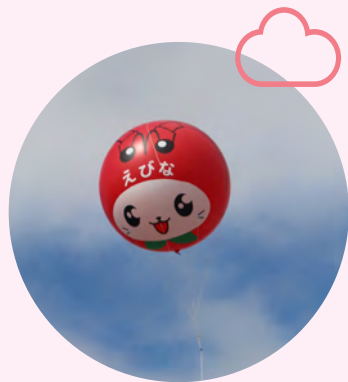
関連する
主な個別計画等

- シティプロモーション指針
- シティプロモーションアクションプラン

関連する SDGs



魅力を戦略的に発信し
多くの人に愛される海老名になって、
みんなが笑顔になります。



今後の方針

- 市の恒久的なスローガンである「住みたい 住み続けたいまち 海老名」を実現するために、ターゲットに応じた PR 手法で、「みんなが笑顔 住みやすいまち えびな」の魅力をさらに高めて発信していきます。(①)
- 積極的な情報発信を行い、行政と市民との情報共有やコミュニケーションの向上を図ります。(②)
- ホームページや情報拡散力の高い SNS などを積極的に活用し、市の魅力行政情報を市内外に発信します。(③)
- 市民、企業、各種団体等と連携を図り「ALL 海老名」でシティプロモーションを推進し、推奨度の高いまちづくりを目指します。(④)

市民の声

- SNS などを活用し、海老名の情報を市内外に継続的に発信してほしい。
- 市の統一的なシティプロモーションをしてほしい。
- 広報、情報紙等は見やすく読みやすくしてほしい。



1 市民生活

2 健康・福祉

3 経済・環境

4 まちづくり

5 教育

6 消防・防災

7 行財政運営

8 シティプロモーション



V 資料編

1 個別計画等の概要

1 市民生活

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市スポーツ推進計画	初期計画の「海老名市スポーツ健康推進計画」を踏襲し、国及び県の計画に基づきスポーツを楽しめる社会の実現を目指し、策定したもの	1-1 1-3	38 42
海老名市男女共同参画プラン	男女共同参画社会基本法第14条に規定された市町村における男女共同参画社会の形成を促進する施策についての基本的計画	1-2	40
平和都市宣言	核兵器の廃絶、世界の恒久平和の実現を願って昭和60年12月17日に行った宣言	1-2	40
海老名運動公園再整備計画	海老名運動公園における、保有すべき施設量を見極め、類似施設との機能再編方針を策定するとともに、施設の有効活用を図る方策に係る整備計画	1-3	42
海老名市芸術文化振興指針	文化庁における「文化芸術振興基本法」に基づく地方自治体の責務として、地域の特性に応じた文化芸術に関する施策およびその実施の考え方をまとめたもの	1-4	44
神奈川県交通安全計画	交通安全対策基本法第25条第1項の規定により、県民の交通安全対策を具体的に定めたもの	1-5	46

2 健康・福祉

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等感染症のまん延を遅らせ、感染の平準化を図ることで、医療現場の受入安定化とワクチン製造時間確保に努める計画。発生段階ごとに対応を定めている	2-1	50
海老名市自殺対策計画	自殺対策基本法に基づき本市の自殺対策を総合的、効果的に推進するための計画	2-1	50
えびな おいしく健康づくり方針	国の「食育基本法」に基づき、「神奈川県食育推進計画（第四次）」の資料及び目標を準用し、食を通じての健康づくりや地域づくりの取組に関する考え方を示すもの	2-1	50
えびな たのしく健康づくり方針	国の「健康日本21（第三次）」の趣旨に基づき、「かながわ健康プラン21（第三次）」の指標及び目標を準用し、市民一人ひとりによる健康づくりに対する支援の取組に関する考え方を示すもの	2-1	50
えびな高齢者プラン21	地域の高齢者保健福祉に関する「高齢者保健福祉計画」と「介護保険事業計画」を一体化し、高齢者保健福祉計画を総合的に推進する計画	2-2	52
海老名市地域福祉計画	地域における福祉サービスの推進、社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び地域福祉に関する活動への住民参加の促進を図るための基本事項を定めた計画	2-3	54
海老名市避難行動要支援者全体計画	海老名市地域防災計画の下位計画として、要支援者に対する全体的な考え方を整理した支援計画	2-3	54
海老名市成年後見制度利用促進基本計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づき、成年後見制度の利用の促進に関する施策の体系を整理し、総合的かつ計画的に推進するための計画	2-3	54

海老名市障がい者福祉計画	「障害者基本法」に基づく全庁的な取組についての「障がい者計画」、障がい者が利用するサービスに係る「障がい福祉計画」、障がい児への療育支援等に係る「障がい児福祉計画」を一体的に策定し、障がい福祉施策の基本的な方向性を定め、必要な施策を推進していくことを目的とした計画	2-4	56
ともに認め合うまち・海老名宣言	障がいへのあらゆる差別をなくし、人々がともに認めあい、支え合えるまちになることを目的とした宣言	2-4	56
海老名市こども計画	子ども・子育て支援法第61条に基づき策定。教育・保育及び地域の子育て支援事業の提供体制の確保や、業務の円滑な実施に関することを定めるもの	2-5	58
公立保育園のあり方	待機児童問題への対策とともに、少子化に伴う保育需要の低下を見据え、今後の公立保育園のあり方を示した計画	2-5	58
HUGHUG えびな宣言	子育てしやすいまち海老名の実現のため、子ども・子育てサポート指針に基づき、各種子育て支援事業を展開するための宣言	2-5	58
海老名市特定健康診査等実施計画	高齢者の医療の確保に関する法律に基づく法定計画。特定健診の目標値、実施方法等を定めたもの	2-6	60
海老名市国民健康保険データヘルス計画	特定健診等のデータを活用し、保健事業の実施計画を定めたもの	2-6	60

3 経済・環境

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市商工業振興プラン2020	商工業振興の目標、基本指針及び具体的な施策・事業を示す計画	3-1	64
えびな元気にぎわい振興計画	海老名市にぎわい振興条例第6条に基づき策定し、にぎわい振興へ向けた施策を事業化し、戦略的、効果的かつ計画的に実施するための計画	3-1	64
海老名市農業振興プラン	現在の農業が直面する問題と課題を着実に解決・解消し、市内農業が持続的に発展するために効果的な具体策を提起したもの	3-2	66
海老名市農業振興地域整備計画	農業の振興を図るべき区域を明らかにし、その土地の農業上の有効利用と農業の近代化のための施策を総合的かつ計画的に推進するための計画	3-2	66
海老名市環境基本計画	海老名市環境基本条例第8条に基づき策定した環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画	3-3	68
海老名市地球温暖化対策実行計画	地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市の事務事業に関し、温室効果ガス排出量の削減、及び吸収作用の保全・強化のために市が策定する実行計画	3-3	68
海老名市緑の基本計画	都市緑地法第4条に基づき、市が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画	3-3	68
海老名市森林整備計画	森林法第10条の第5に基づき、地域森林計画の対象となる民有林について、市における森林の整備に関する基本的な事項や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施策に関する指針等を定める計画	3-3	68
一般廃棄物処理基本計画	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条に基づき海老名市、座間市、綾瀬市のごみを安定的に処理し続けるための基本的な計画	3-3	68
海老名市分別収集計画	市民、事業所、行政が一体となったごみの発生・排出抑制と資源化の促進を基本とした資源循環型社会の構築を行うための計画	3-3	68

大和高座ブロック ごみ処理広域化実 施計画	大和市、海老名市、座間市及び綾瀬市のごみ処理広域化を推進するための実施計画	3-3	68
大和・高座地域循 環型社会形成推進 地域計画	廃棄物の3R（リデュース、リユース、リサイクル）を総合的に推進するため、3Rに関する明確な目標設定のもと、広域的かつ総合的に廃棄物処理・リサイクル施設整備を計画するもの	3-3	68

4 まちづくり

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市都市マ スタープラン	都市計画法第18条の2に基づく計画で土地利用や道路、公園・緑地等の整備、自然環境の保全、安全性の向上等、望ましい将来の都市像を描き、その実現のための都市づくりの方向を総合的に示すもの	4-1 4-2 4-4	72 74 78
海老名市道路交 通マスタープラン	海老名市都市マスタープランの道路部門計画。本市の将来的な道路交通のあり方を示すものであり、具現性の高い幹線道路網の構築を目指す指針として位置付けるもの	4-1 4-2	72 74
海老名市下水道 総合計画（改定版）	下水道事業の基本方針を定め、中長期的な視点から、効率的・効果的に進めるための重点施策（事業）を定めた基本的な計画	4-1	72
海老名市公共下 水道総合地震 対策計画	下水道管路施設を対象に「防災」、「減災」を組み合わせた総合的な地震対策を計画的に進めるための基本計画	4-1	72
海老名市汚水 処理整備計画 （アクション プラン）	公共下水道未普及地域の特性や経済性など、地域に適した整備手法を選定し、10年程度での概成を目的とした汚水施設の整備計画	4-1	72
公共下水道管 路施設ストック マネジメント 基本計画	下水道施設の老朽化に対応するため、中長期的な維持・修繕、改築・更新の需要を見通し、効率的かつ効果的に事業を実施するための計画	4-1	72
海老名市橋り ょう寿命化 修繕計画	定期点検結果に基づき、橋りょうの将来にわたる確実な機能確保及びトータルコストの縮減とメンテナンスサイクルの構築を図るための計画	4-1	72
海老名市大型 カルバート 長寿命化 修繕計画	大型カルバートの点検の結果を踏まえ、計画的に修繕を実施し、大型カルバートの長寿命化を図るための計画	4-1	72
海老名市舗装 維持管理 計画	将来にわたる確実な機能確保及びライフサイクルコストの縮減とメンテナンスサイクルの構築を図るための計画	4-1	72
海老名市道路 照明灯 維持管理 計画	道路照明灯の点検結果を踏まえ、計画的に更新や修繕を実施するための計画	4-1	72
海老名市雨水 管理 総合計画	浸水対策を実施すべき区域や目標とする整備水準、施設整備方針を踏まえた中長期的な整備計画	4-1	72
海老名市立地 適正化 計画	人口減少・超高齢社会への対応のため、公共交通により繋がる地域の特性を踏まえながら、福祉や医療施策等と連携した具体施策を示した上で、将来目指す都市像を描くもの（「都市再生特別措置法」第81条）	4-2 4-4	74 78
海老名市都市 計画区域の 整備、開発 及び保全 の方針	都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が、当該都市の発展の動向、当該都市計画区域における人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、広域的な見地から、中長期的な視点に立った都市の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての大きな道筋を明らかにするもの	4-2	74

海老名都市計画住宅市街地の開発整備の方針	住宅市街地の開発整備の目標を定めるとともに、当該目標を達成するため、市街地開発事業等により道路、下水道、公園、緑地等生活基盤整備を推進するとともに、地区計画等を有効に活用するなど総合的、計画的に住環境の改善・保全を図るもの	4-2	74
海老名都市計画都市再開発の方針	計画的な再開発が必要な市街地について、再開発の目標、土地の高度利用及び都市機能の更新に関する方針を定め、適切な規制・誘導及び市街地の開発の促進を図るもの	4-2	74
海老名市景観推進計画（海老名市景観基本計画）	景観法第8条第1項の規定による景観計画で、良好な景観形成を目的とするもの	4-2	74
海老名市地域公共交通計画	持続可能な公共交通の実現に向けた計画（「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」第6条）	4-2	74
海老名市住宅マスタープラン	社会情勢の変化への対応や地域に根差した施策展開を行い、誰もが安心して快適に暮らすことができる住環境の実現に向け、住宅政策全般を総合的かつ計画的に推進するため、住宅・住環境に関する総合的な方針を定めるもの	4-2 4-3	74 76
海老名市空き家等対策計画	空家法第7条第1項の規定に基づき、本市が取り組む空き家に関する対策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な方針、対策の方向性などを示すもの	4-2	74
海老名市公共サインガイドライン	海老名市が設置する公共サインの基本方針、共通基準等を定めるもの	4-2	74
海老名市市営住宅等長寿命化計画	海老名市市営住宅管理計画に基づく市営住宅の整備・管理に関する実施計画として、市営住宅ストックの効率的な整備・管理を推進し、住宅確保要配慮者の居住安定確保を図るもの	4-3	76
海老名市公園施設長寿命化計画	公園施設の老朽化に伴う安全対策の強化及び修繕・更新費用の平準化を図る観点から、適切な維持補修等の予防保全的管理の下で、計画的な修繕、改築、更新を行うもの	4-3	76
海老名市緑の基本計画	都市緑地法第4条に基づいて、市町村が、緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画	4-3	76
海老名市森林整備計画	森林法第10条の第5に基づき、地域森林計画の対象となる民有林について、市における森林の整備に関する基本的な事項や森林所有者が行う伐採や造林等の森林施業に関する指針等を定める計画	4-3	76
海老名市マンション管理適正化推進計画	今後見込まれている「高経年マンションの急増」と「居住者等の高齢化」の2つの古い等の実情を踏まえ、マンションの適正化に関する施策・内容などを定め、問題が顕在化する前に計画的に対策などに取り組んでいくもの	4-3	76

5 教育

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市教育大綱	「しあわせをはぐくむ教育」のまち海老名を目標とし、「子どもたちの今と将来のしあわせのための教育」、「子どもと大人がともに成長する社会」、「家庭・学校・地域のためのよりよい環境づくり」を目指すもの	5-1	82
えびなっ子しあわせプラン	将来、海老名の子ども一人一人が自己実現を果たし、社会の一員として「しあわせ」に生きるための必要な力を、義務教育期間に学校教育や社会教育を通じて身に付けるための教育計画	5-1	82
海老名市社会教育計画	本市の社会教育の目標である「子どもの活動支援をととして、子どもと大人が共に育つ社会の構築」の実現に向け、①社会教育団体の連携、②地域での社会教育活動の充実、③学習機会の充実の3つの取り組みを推進するための基本的な計画	5-1	82
海老名市学校施設再整備計画	海老名市公共施設再編（適正化）計画の分野別計画に位置づけられるもの。学校施設の老朽化や学校を取り巻く現状課題を踏まえ、市の財政負担や地域特性を考慮し、「持続可能」な学校整備を行うとともに、現在及び未来のえびなの子どもたちに「夢」を持ってもらうことができる計画となるよう「短期（10年）」「中長期（20年）」「超長期（40年）」の三期に分け策定するもの	5-1	82

6 消防・防災

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
県央東部（大和市・海老名市・座間市・綾瀬市）消防連携・協力実施計画書	県央東部の連携・協力の方向性を明らかにし、消防における各種課題を解決すべく、人的・財政的な資源を有効活用して地域全体の消防力を強化し、市民サービスの向上を目的としたもの	6-1	86
海老名市危機管理基本方針	市が取り組む危機管理に関する基本的な考え方を定め、市における総合的な危機管理体制の整備及び推進を図ることにより、危機が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民等の生命、身体及び財産に及ぼす被害、損害、影響等を未然に防止及び最小限にとどめることを目的とした方針	6-2	88
海老名市地域防災計画	災害対策基本法第42条に基づき、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とした本市の防災分野を総合的に定めた災害対策の根幹をなす計画	6-2	88
海老名市国民保護計画	国民保護法に基づき、武力攻撃事態において、住民の生命、身体及び財産を保護し、武力攻撃による被害を最小にすることを目的とした本市の国民保護措置を定めた計画	6-2	88
海老名市危機管理計画	市民等の生命、身体及び財産に及ぼす重大な被害、損害、影響等に対し、法令等に計画等の作成が義務付けられていないその他危機事象の対処方法等について定めた計画	6-2	88
海老名市耐震改修促進計画	建築物の耐震改修の促進に関する法律第6条に基づき、建築基準法の新耐震基準が導入される以前（昭和56年5月31日以前に建築工事着手した建築物）の既存建物の耐震化を図ることにより、建築物の地震に対する安全性の向上を計画的に促進することを目的とした計画	6-2	88
海老名市国土強靱化計画	大規模地震の発生や大規模自然災害が起きても機能不全に陥らず、市民の生命及び財産を守れるよう本市の強靱化に関する指針となる計画	6-2	88

7 行財政運営

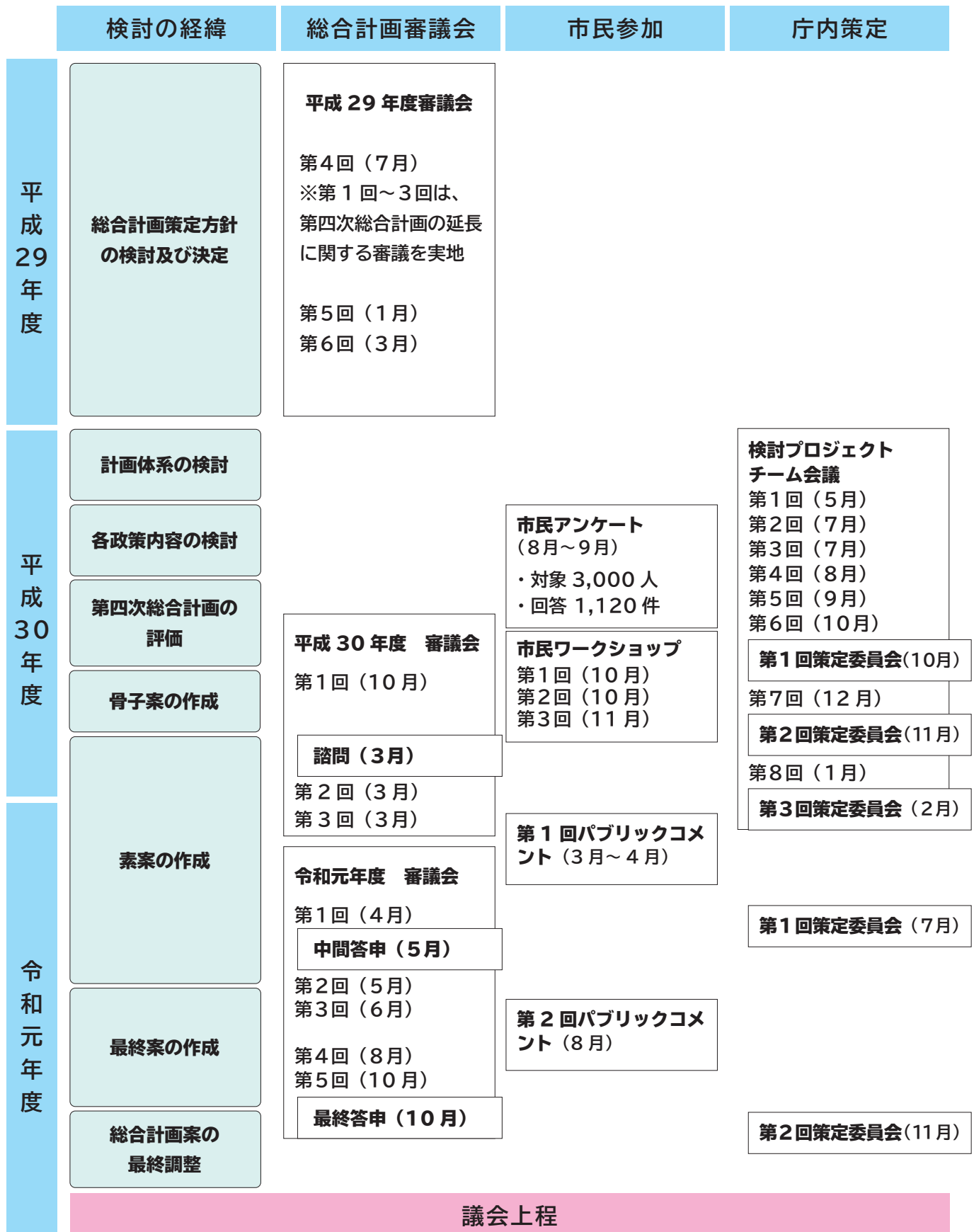
計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
えびなみらい定員管理計画	効率的な行政運営の推進及び持続可能なまちづくりに向けた施策展開を図るため策定している計画	7-1	92
海老名市特定事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づき、次代の社会を担う世代の育成支援や女性の活躍を推進するための計画	7-1	92
海老名市人口ビジョン	本市における人口の現状を分析し、人口に関する市民の認識を共有し、今後、目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するとともに、かがやき持続総合戦略における効果的な施策立案をする上での基礎資料として位置付けられるもの	7-1	92
海老名市行政改革指針	行政改革の基本方針として、社会情勢の変化や地方分権の進展、市民ニーズの高度化・多様化等に対応し、持続可能な都市経営に取り組むべき項目を定め、実行する方針	7-1	92
海老名市かがやき持続総合戦略	本市の長期的な人口減少に向けた対策を継続的に取り続けるために策定するもので、総合計画と整合を図りながら、人口減少対策に焦点化して戦略を構築したもの	7-1	92
海老名市DX推進計画	「えびなスマデジ宣言」で掲げた3つの重点領域の「市民サービス」のデジタル化、「行政運営」のデジタル化、「地域社会」のデジタル化を実現するための具体的なロードマップを示したもの	7-1	92
内部統制に関する基本方針	事務処理におけるリスクを評価及びコントロールし、適正な事務処理をもって市政に対する市民の信頼確保を図るもの	7-1	92
えびな未来創造財政ビジョン	中期的な財政見通しをたてることによって、事業の実効性を高めるとともに、将来にわたり持続可能な行財政基盤を確立するための財政運営の指針となるもの	7-2	94
海老名市公共施設再編（適正化）計画	公共施設の再編（適正化）に向けて、市民利用施設とインフラ施設それぞれについての再編（適正化）に向けた「基本的な方針」を示すもの。また、施設分類別の方向性についても示すもの	7-2	94

8 シティプロモーション

計画名	計画の概要	政策No.	掲載頁
海老名市シティプロモーション指針	海老名市かがやき持続総合戦略に基づき、海老名市の魅力を内外に効果的に発信し、将来に向けた転出抑制、定住促進を図るための指針	8-1	98
海老名市シティプロモーションアクションプラン	海老名市かがやき持続総合戦略の施策の一つとして「シティプロモーション（PR活動）の充実」を掲げており、転入人口の増加、若者世代の転出抑制を図るため、本市の魅力を各部署と連携しながら戦略的に伝え、拡げるために策定したプラン	8-1	98

2 策定の経過・体制

【策定の流れ】



【総合計画審議会】

（１）海老名市総合計画審議会条例

（昭和 43 年 8 月 15 日条例第 23 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、海老名市総合計画審議会の設置、組織、運営等に関し必要な事項を定める。

（設置）

第 2 条 市長の諮問に応じて、海老名市総合計画の策定、その他その実施に関し、必要な調査及び審議を行うため、海老名市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

（組織）

第 3 条 審議会は、委員 15 人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

（１）市民

（２）学識経験者

（委員の任期）

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任することができる。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長）

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会議を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

（会議）

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

（委任）

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 海老名町新町建設審議会条例（昭和 32 年海老名町条例第 11 号）は、廃止する。

附 則（昭和 48 年 6 月 30 日条例第 31 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 49 年 1 月 29 日条例第 2 号）

この条例は、昭和 49 年 2 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 6 月 26 日条例第 20 号）

1 この条例は、平成 13 年 7 月 1 日から施行する。

2 この条例により新たに委嘱された委員の任期は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 15 年 3 月 31 日までとする。

附 則（平成 27 年 3 月 2 日条例第 4 号）

この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

(2) 総合計画審議会委員名簿

職	氏名	区分
会長	小 林 隆	学識経験者
会長職務代理者	藤 田 才	学識経験者
委員	大坂 城二	学識経験者
	加藤 恵子	学識経験者
	鴨志田 充	学識経験者
	桐生 行雄	学識経験者
	佐藤 利道	学識経験者
	曾根 友基	学識経験者
	深須 伸一	学識経験者
	柳下 泰介	学識経験者
	内山 敦子	市民公募
	勝田 暎子	市民公募
	杉山 秀雄	市民公募

【退任者】

氏名	区分	退任時期
吉岡 操子	学識経験者	平成 31 年 2 月
今泉 直人	学識経験者	平成 31 年 3 月
武井 大介	学識経験者	平成 31 年 3 月
萩原 好三	学識経験者	平成 31 年 3 月
濱田 芳行	学識経験者	平成 31 年 3 月
舘 登志子	市民公募	令和元年 11 月

(3) 審議経過

【平成 29 年度】

回数	日付	内容
第4回	7月20日	総合計画を策定することについて、他市の策定状況
第5回	1月30日	総合計画の概要について
第6回	3月20日	総合計画の内容等について

※第1回～3回は、第四次総合計画の延長に関する審議を実施

【平成 30 年度】

回数	日付	内容
第1回	10月18日	検討経過、計画体系（案）について
第2回	3月12日	諮問、総合計画全体構成案、骨子案について
第3回	3月23日	総合計画骨子案の内容審議

【令和元年度】

回数	日付	内容
第1回	4月18日	総合計画骨子案の内容審議、中間答申（案）について
第2回	5月28日	中間答申、総合計画素案について
第3回	6月25日	総合計画素案の内容審議
第4回	8月2日	総合計画素案の内容審議、最終答申（案）について
第5回	10月24日	最終答申



総合計画審議会 小林隆会長より答申 内野市長へ



総合計画審議会の様子

(4) 諮問

平成 31 年 3 月 12 日

海老名市総合計画審議会
会長 小 林 隆 様

海老名市長 内 野 優

海老名市次期総合計画の策定について（諮問）

海老名市次期総合計画を策定することにつき、その内容について、海老名市総合計画審議会の意見を求めます。

(5) 中間答申

令和元年 5 月 28 日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市総合計画審議会
会 長 小 林 隆

海老名市次期総合計画の策定について（中間答申）

平成 31 年 3 月 12 日付け文書にて諮問があった標記の件について、当審議会は、慎重に協議した結果、下記のとおり中間答申する。

記

- 1 海老名市次期総合計画の骨子案については、概ね、その内容を妥当と判断するが、次の意見を附するので、これについて留意されたい。
- 2 骨子案に対する意見
 - (1) 各行政分野を表す説明文については、その内容をもって当該行政分野の全体像が把握できるよう、分量の均衡等に留意しつつ再構築されたい。
 - (2) 国連サミットで採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」における、「世界をよりよい場所に変えるための目標」を意識し、次期総合計画において積極的な取組を推進するとともに、その関係性について整理されたい。
 - (3) 基本理念で示す、誰もが笑顔で誰もが住みやすいまちを実現するため、各政策の方向性が「笑顔」に繋がるよう、その手法について整理されたい。

(6) 最終答申

令和元年 10 月 24 日

海老名市長 内野 優 殿

海老名市総合計画審議会
会 長 小 林 隆

海老名市新総合計画の策定について（最終答申）

平成 31 年 3 月 12 日付け文書にて諮問があった標記の件について、当審議会は、慎重に協議した結果、下記のとおり最終答申する。

記

- 1 海老名市新総合計画の素案については、概ね、その内容を妥当と判断するが、次の意見を附するので、これについて留意されたい。
- 2 素案に対する意見
 - (1) 計画期間 10 年間で首長任期と整合していないため、新総合計画とマニフェストとの関係性の説明を掲載することについて、検討をされたい。
 - (2) 海老名市には、丹沢大山や富士山を眺望できるポイントがあるため、この景観により、「ふるさと」としての印象や郷土愛を醸成することに寄与していることを追記することについて、検討をされたい。
 - (3) 海老名市の交通条件は、今後、利便性が大きく向上し、市民が市外に向かう機会や市外の方が来街する機会の増加が期待されることを追記することについて、検討をされたい。
 - (4) 今後 10 年を見据えた高度情報化の進展に伴い、現時点で予測しうる技術に関する最新の関連用語を用いることについて、検討をされたい。
 - (5) 将来展望における「財政展望」について、今後の縮小社会・人口減少社会に伴う人口及び税収の減少を踏まえて、計画期間後も見据えた内容を掲載することについて、検討をされたい。
 - (6) 「まちの拠点整備」において、海老名駅周辺のみならず、将来都市構造における地域交流拠点及び生活拠点に位置付けられた駅周辺においても、今後の方向性を掲載することについて、検討をされたい。

【市民参加】

(1) 市民アンケート調査（平成 30 年 8 月 27 日～平成 30 年 9 月 10 日）

趣旨	海老名市第四次総合計画に沿って進めてきた取り組みについて、これまでの「満足度」とこれからの「充実希望度」の評価を伺うなど、多様化する市民のニーズやまちづくりに対する考え方を伺うために実施しました。
調査方法	郵送による配布・回収
調査対象	市内に在住する満 18 歳以上（平成 30 年 8 月 1 日現在）3,000 人
有効回答率	37.3%（1,120 件）

(2) 市民ワークショップ

①第 1 回ワークショップ（平成 30 年 10 月 16 日）

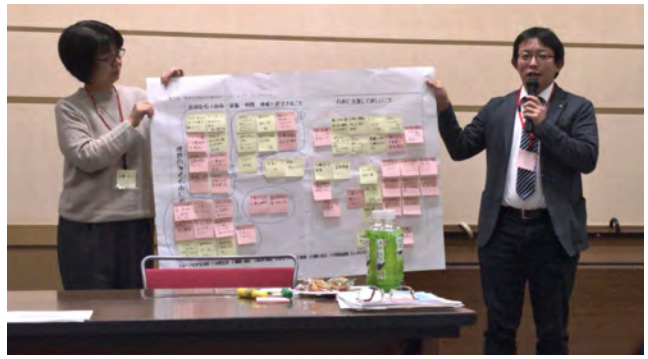
参加者	25 人
テーマ	海老名市の未来を想像しよう
プログラム	・将来の自分の暮らし

②第 2 回ワークショップ（平成 30 年 10 月 25 日）

参加者	23 人
テーマ	「理想の海老名」を思い描こう
プログラム	・「理想のまち」のイメージ ・「理想のまち」に近づく上での課題

③第 3 回ワークショップ（平成 30 年 11 月 6 日）

参加者	23 人
テーマ	「理想の海老名」に近づく方法を提案しよう
プログラム	・「理想のまち」に近づくために「自分たち（自分・家族・仲間・地域）ができること」 ・「理想のまち」に近づくために「行政に支援してほしいこと」



(3) パブリックコメント

①第1回パブリックコメント（平成31年3月15日～平成31年4月15日）

趣旨	総合計画骨子案の内容を報告し、ご意見をいただくことを目的に実施しました。
実施方法	郵送による配布・回収
意見数	6件（1法人）

②第2回パブリックコメント（令和元年8月1日～令和元年8月30日）

趣旨	総合計画素案の内容を報告し、ご意見をいただくことを目的に実施しました。
実施方法	郵送による配布・回収
意見数	9件（2名（1名は法人））

【庁内策定体制】

(1) 策定委員会（審議経過）

回数	日付	内容
第1回	平成30年10月11日	・総合計画について ・施策体系案について ・策定スケジュールについて
第2回	平成30年11月12日	・計画体系案について ・基本理念および都市将来像について
第3回	平成31年2月19日	・総合計画骨子案について
第1回	令和 元年7月19日	・総合計画素案について
第2回	令和 元年11月11日	・総合計画最終案について

(2) プロジェクトチーム会議（会議経過）

回数	日付	内容
第1回	平成30年5月30日	・全体的な意見聴取・キーワード提案依頼等
第2回	平成30年7月6日	・海老名市の将来都市像について
第3回	平成30年7月31日	・将来像の実現のための手段について
第4回	平成30年8月21日	・施策の検討（施策評価・重要課題検討）
第5回	平成30年9月21日	・総合計画施策体系案のチェック
第6回	平成30年10月2日	・総合計画施策体系案のチェック
第7回	平成30年12月20日	・基本理念の検討
第8回	平成31年1月30日	・総合計画骨子案について



発行：海老名市 財務部 企画財政課

海老名市勝瀬 175 番地の 1 TEL：046-231-2111（代表）

市ホームページ：<https://www.city.ebina.kanagawa.jp/>



えびな
未来創造プラン2020

